令和８年９月

人事行政の運営等の状況

和　歌　山　県

目　　次

Ⅰ　人事行政の運営状況

１　職員の任免及び職員数に関する状況 ---------- 1

（1）採用者数
（2）退職者数
（3）再任用職員の採用状況
（4）再任用職員の職員数
（5）部門別職員数の状況と主な増減理由
（6）年齢別職員構成の状況
（7）職員数の推移

２　職員の人事評価の状況 ---------- 5

３　職員の給与の状況 ---------- 9

（1）総括
（2）社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について
（3）一般行政職給料表の状況
（4）職員の平均給与月額、初任給等の状況
（5）級別職員数等の状況
（6）職員の手当の状況
（7）特別職の報酬等の状況
（8）公営企業職員の状況

４　職員の勤務時間その他の勤務条件の状況 ---------- 39

（1）一般職員の勤務時間の状況
（2）一般職員の勤務時間の運用状況
（3）一般職員の年次有給休暇の使用状況
（4）特別休暇の導入状況
（5）介護休暇の取得者数
（6）介護時間の取得者数

５　職員の分限及び懲戒処分の状況 ---------- 40

（1）分限処分者数
（2）懲戒処分者数

６　職員の服務の状況 ---------- 42

（1）育児休業、育児のための部分休業及び育児短時間勤務の取得者数
（2）第1号及び第2号部分休業の申請状況
（3）育児短時間勤務の勤務形態
（4）修学部分休業の実施状況
（5）高齢者部分休業の実施状況
（6）自己啓発等休業の実施状況
（7）配偶者同行休業の実施状況

７　職員の退職管理の状況 ---------- 44

８　職員の研修の状況 ---------- 45

９　職員の福祉及び利益の保護の状況 ---------- 47

（1）公務災害・通勤災害の認定件数
（2）健康診断実施状況
（3）(一財)和歌山県職員互助会・(一財)和歌山県教育互助会・(一財)和歌山県警察共助会の状況

１０　その他知事が必要と認める事項 ---------- 48

定年退職者の再就職者数

Ⅱ　人事委員会の業務状況

１　職員の競争試験及び選考の状況 ---------- 49

（1）　採用試験の状況（令和7年度）
ア　競争試験
イ　選考
（2）　昇任の状況（令和7年度）
ア　競争試験
イ　選考

２　給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況 ---------- 53

（1）　令和7年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要
ア　公民給与の比較方法の見直し
イ　民間給与と職員給与との比較
ウ　給与に関する勧告
エ　公務運営の改善
（2）　報告資料
ア　職員の給与
イ　民間の給与

３　勤務条件に関する措置の要求の状況 ---------- 65

４　不利益処分に関する審査請求の状況 ---------- 65

Ⅰ　人事行政の運営状況

1　職員の任免及び職員数に関する状況

(1)採用者数　（令和8年4月1日付）　（単位：人）

試験（検査）区分		合格者数	採用者数	内女性
Ⅰ種（早期募集枠）	一般行政職	90	56	29
	土木職	8	5	0
	農業工学職	1	0	0
	電気職	1	0	0
	機械職	1	1	0
	林学職	7	6	4
	小　計	108	68	33
Ⅰ種（社会人枠）	一般行政職	10	10	5
	土木職A	5	4	1
	農業工学職	0	0	0
	土木職B	1	1	0
	小　計	16	15	6
Ⅰ種	一般行政職	57	37	18
	情報職A	2	2	0
	土木職	3	2	0
	農業工学職	2	2	0
	建築職	4	4	3
	電気職	1	1	1
	化学職	3	2	1
	農学職	14	12	4
	林学職	3	3	0
	水産職	3	2	0
	道路管理技術員	2	2	0
	農林技術専門員	1	1	0
	動物保護指導員	3	3	2
	法医鑑識職	1	1	1
	学校事務職	5	5	5
	警察事務職	6	6	4
	情報職B	1	1	1
	小　計	111	86	40
Ⅱ種	小　計	0	0	0
Ⅲ種	一般事務	12	9	3
	学校事務	16	16	12
	警察事務	6	4	2
	土木	1	1	0
	農業土木	1	1	1
	農業	2	2	1
	小　計	38	33	19
教員	小学校教員	105	100	62
	中学校教員	15	14	2
	高等学校教員	24	19	5
	中高共通	103	94	44
	特別支援学校教員	32	27	20
	養護教員	11	11	10
	栄養教員	5	4	4
	実習助手	2	2	0
	小　計	297	271	147
警察官	警察官A男性	40	25	0
	警察官A女性	12	6	6
	警察官B男性	37	30	0
	警察官B女性	12	11	11
	小　計	101	72	17
資格免許職等	社会福祉士（早期）	15	8	5
	社会福祉士	6	5	3
	心理職員	3	3	2
	精神保健福祉士	3	2	1
	薬剤師	3	2	1
	保健師	6	5	4
	船舶職員	3	2	0
	作業療法士	2	2	2
	工業技術センター研究員	2	2	2
	専任教員	2	1	1
	看護師	4	4	2
	獣医師	9	6	1
	学芸員	2	1	1
	文化財専門員	1	1	0
	司書	1	1	0
	医師	7	7	3
	小　計	69	52	28
合　計		740	597	290

（令和7年度：令和7年4月1日～令和8年3月31日）（単位：人）

試験（検査）区分		採用者数	内女性
Ⅰ種（早期募集枠）	一般行政職	11	7
	土木職	7	3
	農業工学職	1	0
	小　計	19	10
Ⅰ種（社会人枠）	一般行政職	24	12
	用地関係事務職	5	1
	土木職	4	0
	農業工学職	0	0
	小　計	33	13
Ⅰ種	一般行政職	85	38
	情報職A	3	0
	土木職	2	0
	農業工学職	1	0
	建築職	3	2
	電気職	1	1
	機械職	1	0
	化学職A	1	0
	農学職	12	4
	林学職	5	2
	水産職	3	1
	道路管理技術員	6	0
	動物保護指導員	2	1
	農林技術専門員	4	0
	畜産技術専門員	1	0
	学校事務職	3	3
	警察事務職	5	4
	化学職B	3	3
	法医鑑識職	1	0
	小　計	142	59
Ⅱ種	土木職	1	1
	農業土木職	0	0
	診療放射線技師	1	0
	小　計	2	1
Ⅲ種	一般事務	7	4
	土木	0	0
	農業土木	1	0
	農業	0	0
	林業	0	0
	学校事務	5	3
	警察事務	2	2
	小　計	15	9
教員	小学校教員	109	64
	中学校教員	57	21
	高等学校教員	48	17
	中高共通	15	10
	特別支援学校教員	29	14
	養護教員	11	11
	栄養教員	2	2
	実習助手	2	0
	小　計	273	139
警察官	警察官A男性一般	25	0
	警察官A女性一般	7	7
	警察官B男性	22	0
	警察官B女性	9	9
	小　計	63	16
資格免許職等	社会福祉士	4	1
	心理職員	6	3
	精神保健福祉士	1	0
	獣医師	2	1
	薬剤師	3	2
	保健師	8	6
	栄養士	1	1
	船舶職員	1	0
	工業技術センター研究員	2	1
	専任教員	4	3
	職業訓練指導員	1	1
	看護師	7	1
	医師	2	1
	文化財専門員	1	1
	学芸員	2	0
	小　計	45	22
合　計		592	269

(2)退職者数　（令和7年度）　（単位：人）

区分／職種	合計	定年退職	定年退職（勤務延長後の退職）	早期退職募集制度による退職	勧奨退職（定年前希望退職を含む）	普通退職	普通退職（在職期間の通算を伴う退職等）	普通退職（定年前再任用短時間勤務となるための退職）	その他 分限免職	その他 懲戒免職	その他 失職	その他 死亡退職
一般行政職	119	0	0	0	22	96	9	9	0	0	0	1
税務職	5	0	0	0	3	2	0	1	0	0	0	0
研究職	10	0	0	0	1	9	0	1	0	0	0	0
医療職	23	0	0	0	3	20	0	2	0	0	0	0
教育職	176	0	0	0	37	137	1	7	0	1	0	1
警察職	47	0	0	3	0	42	4	0	0	0	0	2
合　計	380	0	0	3	66	306	14	20	0	1	0	4

（注）1「普通退職」とは、定年退職、早期退職募集制度による退職及び勧奨退職のいずれの事由にも該当しないで離職する場合をいう。
（例：自己都合による退職や二以上の地方公共団体の職員としての身分を併有していたが一方の地方公共団体を離職した場合、定年前再任用短時間勤務となるための退職等）
2「在職期間の通算を伴う退職等」とは、「普通退職」の要件に該当するもののうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて他の地方公共団体、国等の職員となるため退職手当を支給されずに退職した場合や、二以上の地方公共団体の職員としての身分を併有していたが、一方の地方公共団体を離職した場合をいう。

(3)再任用職員の採用状況　（令和7年度）　（単位：人）

区分	合計		暫定再任用職員数														定年前再任用短時間勤務職員数											
			フルタイム職員		短時間勤務職員																							
							15時間30分以上19時間22分30秒未満		19時間22分30秒以上23時間15分未満		23時間15分以上27時間7分30秒未満		27時間7分30秒以上29時間3分45秒未満		29時間3分45秒以上31時間以下				15時間30分以上19時間22分30秒未満		19時間22分30秒以上23時間15分未満		23時間15分以上27時間7分30秒未満		27時間7分30秒以上29時間3分45秒未満		29時間3分45秒以上31時間以下	
職種		任期更新		任期更新		任期更新		任期更新		任期更新		任期更新		任期更新		任期更新		任期更新		任期更新		任期更新		任期更新		任期更新		任期更新
一般行政職	257	191	127	85	114	106	0	0	1	0	113	106	0	0	0	0	16	0	0	0	0	0	16	0	0	0	0	0
税務職	15	13	8	7	6	6	0	0	0	0	6	6	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
海事職	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
研究職	7	6	3	3	4	3	0	0	0	0	4	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療職	25	16	7	4	12	12	0	0	0	0	12	12	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0
企業職	3	3	1	1	2	2	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
技能労務職	7	4	7	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育職	278	189	262	182	10	7	0	0	10	7	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0
警察職	8	7	2	2	6	5	0	0	0	0	6	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	601	430	418	289	154	141	0	0	11	7	143	134	0	0	0	0	29	0	0	0	6	0	23	0	0	0	0	0

(4)再任用職員の職員数　（令和8年4月1日現在）　（単位：人）

区分	合計		暫定再任用職員数														定年前再任用短時間勤務職員数											
			フルタイム職員		短時間勤務職員																							
							15時間30分以上19時間22分30秒未満		19時間22分30秒以上23時間15分未満		23時間15分以上27時間7分30秒未満		27時間7分30秒以上29時間3分45秒未満		29時間3分45秒以上31時間以下				15時間30分以上19時間22分30秒未満		19時間22分30秒以上23時間15分未満		23時間15分以上27時間7分30秒未満		27時間7分30秒以上29時間3分45秒未満		29時間3分45秒以上31時間以下	
職種		任期更新		任期更新		任期更新		任期更新		任期更新		任期更新		任期更新		任期更新		任期更新		任期更新		任期更新		任期更新		任期更新		任期更新
一般行政職	202	175	122	120	55	54	0	0	1	1	54	53	0	0	0	0	25	1	0	0	1	0	24	1	0	0	0	0
税務職	10	9	6	6	3	3	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
海事職	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
研究職	8	7	4	4	3	3	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
医療職	21	14	9	7	7	7	0	0	0	0	7	7	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0
企業職	2	2	1	1	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
技能労務職	3	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育職	210	194	189	188	9	6	0	0	9	6	0	0	0	0	0	0	12	0	0	0	12	0	0	0	0	0	0	0
警察職	6	4	1	1	3	3	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0
合計	463	409	336	331	81	77	0	0	10	7	71	70	0	0	0	0	46	1	0	0	13	0	33	1	0	0	0	0

(5) 部門別職員数の状況と主な増減理由

（令和8年4月1日現在）　（単位：人）

部門	区分		職員数 令和7年	職員数 令和8年	対前年増減数	主な増減理由等
普通会計部門	一般行政部門	議会	33	33	0	・社会福祉士法定数充足による増加 ・定年引上げによる増加
		総務企画	783	794	11	
		税務	159	165	6	
		民生	384	399	15	
		衛生	435	449	14	
		労働	60	61	1	
		農林水産	716	739	23	
		商工	222	220	▲ 2	
		土木	749	757	8	
		小計	3,541	3,617	76	（参考：人口10万人当たり職員数　406.7　人）
	教育部門		8,505	8,498	▲ 7	児童生徒数減少に伴う学級数・職員定数の減少
	警察部門		2,511	2,544	33	辞職数が採用数よりも下回ったことによる増加
	小計		14,557	14,659	102	（参考：人口10万人当たり職員数　1,648.1　人）
公営企業等会計部門	病院		154	153	▲ 1	
	その他		56	59	3	
	小計		210	212	2	
合計			14,767 [15,740]	14,871 [15,747]	104 [7]	（参考：人口10万人当たり職員数　1,671.9　人）

（注）1　職員数は一般職に属する職員であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時職員を除く。

2　[　　]内は、条例定数の合計である。

(6) 年齢別職員構成の状況

（令和8年4月1日現在）

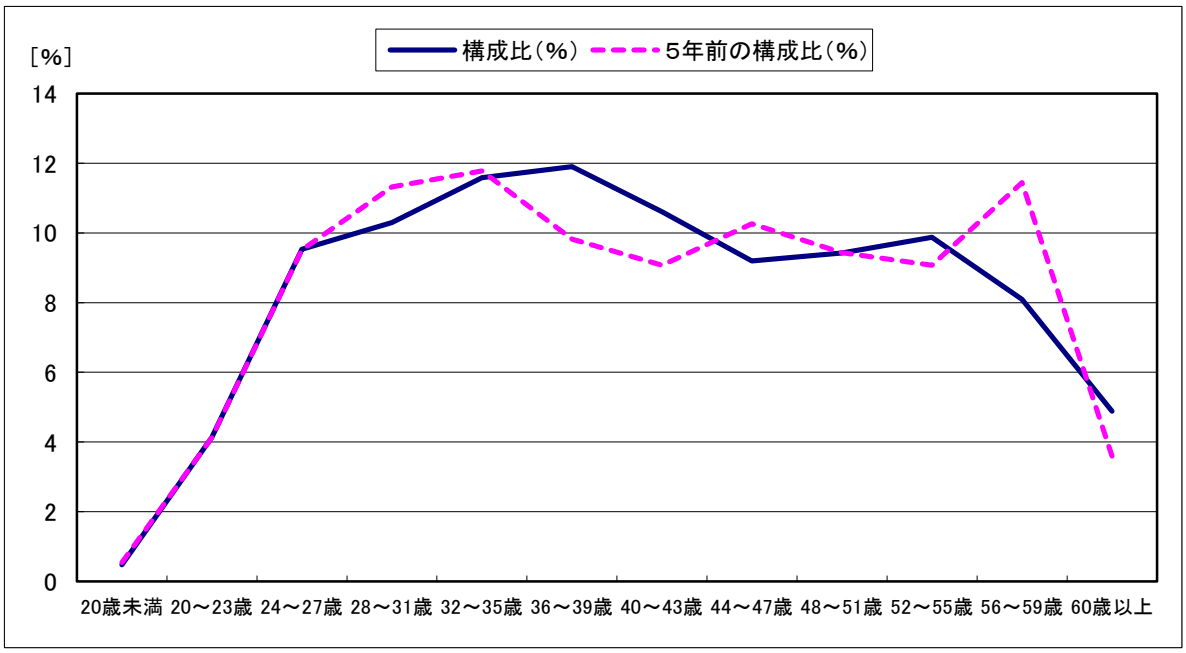

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 71	人 615	人 1,418	人 1,531	人 1,723	人 1,770	人 1,577	人 1,367	人 1,401	人 1,468	人 1,203	人 727	人 14,871

(7) 職員数の推移

（単位：人・%）

年　度 部　門	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	過去5年間 の増減数（率）
一般行政	3,529	3,514	3,516	3,527	3,541	3,617	88　（2.5%）
教育	8,671	8,685	8,629	8,595	8,505	8,498	▲ 173　（▲2%）
警察	2,523	2,522	2,527	2,510	2,511	2,544	21　（0.8%）
消防	0	0	0	0	0	0	0
普通会計計	14,723	14,721	14,672	14,632	14,557	14,659	▲ 64　（▲0.4%）
公営企業等会計計	218	218	215	211	210	212	▲ 6　（▲2.8%）
総合計	14,941	14,939	14,887	14,843	14,767	14,871	▲ 70　（▲0.5%）

２ 職員の人事評価の状況

（令和7年度）

<table>
<tr><th>区 分</th><th colspan="2">勤 務 成 績 の 評 定 の 概 要</th></tr>
<tr><td rowspan="9">知事部局</td><td>被評価者
及び評価者</td><td>
<table>
<tr><th>被 評 価 者</th><th>第1次評価者</th><th>第2次評価者</th></tr>
<tr><td>部長級職員</td><td>本庁の部長等</td><td>－</td></tr>
<tr><td>次長級職員（本庁・出先）</td><td>本庁の部長等</td><td>－</td></tr>
<tr><td>〃 （振興局）</td><td>振興局長</td><td>－</td></tr>
<tr><td>課長級 所属長職員（本庁・出先）</td><td>本庁の局長等</td><td>本庁の部長等</td></tr>
<tr><td>〃 〃 （振興局）</td><td>振興局長</td><td>－</td></tr>
<tr><td>課長級職員（本庁・出先）※所属長職員を除く</td><td>所属長</td><td>本庁の局長等</td></tr>
<tr><td>〃 （振興局）※所属長職員を除く</td><td>振興局の部長等</td><td>振興局長</td></tr>
<tr><td>課長補佐級以下及び現業職員（本庁）</td><td>副課長等</td><td>所 属 長</td></tr>
<tr><td>〃 （出先）</td><td>次長等※管理職手当受給者</td><td>〃</td></tr>
<tr><td>〃 （振興局）</td><td>副部長等</td><td>〃</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>評価の構成</td><td>1 職務行動評価
被評価者の評価期間中の職務行動を、職務遂行に必要とされる能力を表象する職務行動に着目した基準により評価。（「能力」を評価）
2 役割達成度評価
被評価者の担当する業務内容に即して、その課題、目標、進め方等を明確にした上で、評価期間における業務の実施結果を評価。（「実績」を評価）</td></tr>
<tr><td>評価要素</td><td>1 職務行動評価
<table>
<tr><td>部次長級</td><td>仕事の成果、基本方針の提示、適時・適切な判断、合意形成、責任ある業務遂行、組織統率</td></tr>
<tr><td>課長級</td><td>仕事の成果、企画立案、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方、部下の育成・活用</td></tr>
<tr><td>課長補佐級</td><td>仕事の成果、課題対応、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方、部下の育成・活用</td></tr>
<tr><td>係長級</td><td>仕事の成果、課題対応、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方</td></tr>
<tr><td>一般職員</td><td>仕事の成果、情報整理・知識、コミュニケーション、意欲、仕事の進め方</td></tr>
<tr><td>現業職員</td><td>仕事の成果、情報整理・知識、コミュニケーション、意欲、仕事の進め方</td></tr>
</table>
2 役割達成度評価
<table>
<tr><td>部次長級</td><td rowspan="6">勤務実績（目標に対する達成度）</td></tr>
<tr><td>課長級</td></tr>
<tr><td>課長補佐級</td></tr>
<tr><td>係長級</td></tr>
<tr><td>一般職員</td></tr>
<tr><td>現業職員</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>評価方法</td><td>1 職務行動評価 5段階による絶対評価
2 役割達成度評価 〃</td></tr>
<tr><td>自己評価
の有無</td><td>1 職務行動評価 有り
2 役割達成度評価 〃</td></tr>
<tr><td>評価基準日</td><td>1 職務行動評価 11月1日
2 役割達成度評価 2月1日</td></tr>
<tr><td>評価対象
期 間</td><td>1 職務行動評価 4月1日から翌年3月31日まで
2 役割達成度評価 〃</td></tr>
<tr><td>評定結果の
活用方法</td><td>1 職務行動評価 人材育成、任用・人事配置、分限及び給与の決定のための資料
2 役割達成度評価 人材育成及び給与の決定のための資料</td></tr>
</table>

（令和7年度）

<table>
<tr><th>区 分</th><th>勤 務 成 績 の 評 定 の 概 要</th></tr>
<tr><td rowspan="8">教育委員会
（事務局）</td><td>被評価者及び評価者</td><td>
（1）教育庁
<table>
<tr><th>被評価者</th><th>第1次評価者</th><th>第2次評価者</th></tr>
<tr><td>局長</td><td>教育長</td><td>－</td></tr>
<tr><td>課長、室長</td><td>局長</td><td>教育長</td></tr>
<tr><td>副課長、主幹</td><td>課長</td><td>局長</td></tr>
<tr><td>上記以外の職員</td><td>副課長、室長</td><td>課長</td></tr>
</table>
（2）教育事務所
<table>
<tr><th>被評価者</th><th>第1次評価者</th><th>第2次評価者</th></tr>
<tr><td>所長</td><td>学校教育局長</td><td>教育長</td></tr>
<tr><td>副所長</td><td>所長</td><td>学校教育局長</td></tr>
<tr><td>上記以外の職員</td><td>副所長</td><td>所長</td></tr>
</table>
（3）学校以外の教育機関
<table>
<tr><th colspan="2">被評価者</th><th>第1次評価者</th><th>第2次評価者</th></tr>
<tr><td colspan="2">所長、副館長</td><td>局長</td><td>教育長</td></tr>
<tr><td colspan="2">副所長、紀南図書館長、主幹</td><td>所長、副館長</td><td>局長</td></tr>
<tr><td rowspan="4">上記以外の職員</td><td>教育センター学びの丘の職員</td><td>副所長</td><td>所長</td></tr>
<tr><td>紀南図書館の職員</td><td>紀南図書館長</td><td>副館長</td></tr>
<tr><td>近代美術館・博物館・紀伊風土記の丘・自然博物館の研究職員（研究職給料表適用の職員）</td><td>副館長</td><td>館長</td></tr>
<tr><td>図書館・近代美術館・博物館・紀伊風土記の丘・自然博物館の事務職員（行政職給料表適用の職員）</td><td>副館長</td><td>－</td></tr>
</table>
（4）派遣職員
<table>
<tr><th>被評価者</th><th>第1次評価者</th><th>第2次評価者</th></tr>
<tr><td>文化財センターの事務局長</td><td>文化遺産課長</td><td>生涯学習局長</td></tr>
<tr><td>上記以外の文化財センターの職員</td><td>文化遺産課副課長</td><td>文化遺産課長</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>評価の構成</td><td>① 職務行動評価
職員が職務遂行の中でとった行動を別に定める標準職務遂行能力の評価項目ごとに、各評価項目に係る能力が具現されるべき行動に照らして、当該職員が発揮した能力の程度を評価する。（「能力」を評価）

② 役割達成度評価
職員が果たすべき役割について、担当業務に関する目標を定めることその他の方法により当該職員に対してあらかじめ示した上で、当該役割を果たした程度を評価する。（「業績」を評価）</td></tr>
<tr><td>評 価 要 素</td><td>① 職務行動評価
企画立案、コミュニケーション、実行力、責任感、倫理観

② 役割達成度評価
職員が果たすべき役割について、自ら担当業務に関する目標を定め、当該役割を果たした程度を評価する。</td></tr>
<tr><td>評 価 方 法</td><td>① 職務行動評価　5段階による絶対評価
② 役割達成度評価　〃</td></tr>
<tr><td>自己評価の有無</td><td>① 職務行動評価　有り
② 役割達成度評価　〃</td></tr>
<tr><td>評価基準日</td><td>① 職務行動評価　11月1日
② 役割達成度評価　〃</td></tr>
<tr><td>評価期間</td><td>① 職務行動評価　4月1日から翌3月31日まで
② 役割達成度評価　〃</td></tr>
<tr><td>評定結果の活用方法</td><td>① 職務行動評価
人材育成、任用、分限及び給与の決定のための資料
② 役割達成度評価
人材育成及び給与の決定のための資料</td></tr>
</table>

（令和7年度）

<table>
<tr><th>区 分</th><th colspan="2">勤 務 成 績 の 評 定 の 概 要</th></tr>
<tr><td rowspan="8">県立学校</td><td>被評価者及び評価者</td><td><table>
<tr><th>被評価者</th><th>第1次評価者</th><th>第2次評価者</th></tr>
<tr><td>校長</td><td>教職員課長</td><td>教育総務局長</td></tr>
<tr><td>副校長・教頭</td><td>校長</td><td>教職員課長</td></tr>
<tr><td>教諭等</td><td>副校長・教頭</td><td>校長</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>評価の構成</td><td>目標申告（自己申告）と業績評価から構成</td></tr>
<tr><td>評 価 要 素</td><td><table>
<tr><td>校長・副校長・教頭</td><td>学校運営、学校教育の管理、職員把握・育成</td></tr>
<tr><td>教諭等</td><td>学習指導、学級運営、生徒指導、進路指導、特別活動、校務分掌、その他全般、保健管理、保健指導、学部経営、学校教育の管理等</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>評 価 方 法</td><td>目標申告：3段階による絶対評価
業績評価：5段階による絶対評価</td></tr>
<tr><td>自己評価の有無</td><td>有り</td></tr>
<tr><td>評価基準日</td><td>目標申告：12月末日
業績評価： 1月末日</td></tr>
<tr><td>評 価 期 間</td><td>毎年4月1日～翌年3月31日</td></tr>
<tr><td>評定結果の活用方法</td><td>目標申告：人材育成及び給与の決定のための参考資料
業績評価：人材育成、任用、分限及び給与の決定のための参考資料</td></tr>
</table>

（令和7年度）

<table>
<tr><th>区 分</th><th colspan="2">勤　務　成　績　の　評　定　の　概　要</th></tr>
<tr><td rowspan="8">警察本部</td><td>被評価者及び評価者</td><td>
<table>
<tr><th>被評価者</th><th>第1評価者</th><th>第2評価者</th></tr>
<tr><td>所属長</td><td>所管部長</td><td>－</td></tr>
<tr><td>次席・管理官・副署長等</td><td>所属長</td><td>－</td></tr>
<tr><td>調査官・課長補佐・署課長等</td><td>管理官等</td><td>次席・副署長等</td></tr>
<tr><td>係長・主任・係員</td><td>担当補佐・署課長等</td><td>管理官等</td></tr>
<tr><td>初任科生</td><td>担当教官</td><td>校長補佐</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>評価の構成</td><td>【初任科生以外の警察官・警察職員】
① 能力評価
職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行われる勤務成績の評価
② 業績評価
職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価
【初任科生】
○ 特別評価（能力評価のみ）
職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行われる勤務成績の評価</td></tr>
<tr><td>評 価 要 素</td><td>【初任科生以外の警察官・警察職員】
① 能力評価
責任感、公正性、積極性、粘り強さ等
② 業績評価
職員が果たすべき役割について、業務に関する目標をあらかじめ定めた上での当該役割を果たした程度
【初任科生】
○ 特別評価（能力評価のみ）
責任感、公正性、積極性、粘り強さ等</td></tr>
<tr><td>評 価 方 法</td><td>【初任科生以外の警察官・警察職員】
能力評価及び業績評価ともに5段階による絶対評価
【初任科生】
2段階による絶対評価</td></tr>
<tr><td>自己評価の有無</td><td>【初任科生以外の警察官・警察職員】
有り
【初任科生】
無し</td></tr>
<tr><td>評価基準日</td><td>能力評価　12月1日
業績評価　6月1日、12月1日</td></tr>
<tr><td>評 価 期 間</td><td>能力評価　12月1日から11月30日まで
業績評価　12月1日から翌年5月31日まで、6月1日から11月30日まで
特別評価（初任科生）　初任教養期間中</td></tr>
<tr><td>評定結果の活用方法</td><td>昇任、給与、分限等</td></tr>
</table>

3　職員の給与の状況

(1) 総括

ア　人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口（令和8年1月1日）	歳　出　額 A	実質収支	人　件　費 B	人件費率 B／A	（参考）令和6年度人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
7年度	889,455	616,721,940	9,223,404	141,522,503	22.9	21.8

イ　職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費 給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B	一人当たり給与費 B／A
	人	千円	千円	千円	千円	千円
7年度	14,557	65,735,359	13,327,346	27,883,694	106,946,399	7,347

（注）1　職員手当には退職手当を含まない。
2　職員数については、令和7年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
3　給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

ウ　ラスパイレス指数の状況

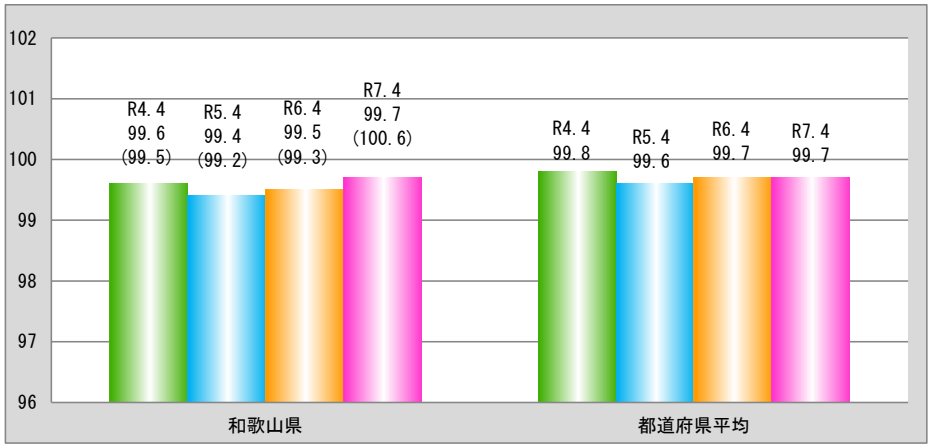

（注）1　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(1)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2　（）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
（補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給割合）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。）
3　ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む。）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の７割水準に設定される職員を除いている。

エ　給与改定の状況

（ア）　月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧　告（改定率）	
	円	円	円	%	%
7年度	387,096	377,853	9,243	2.44	2.44

（参考）国の改定率
%
3.62

（注）　「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

（イ）　特別給（期末勤勉手当）

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧　告（改定月数）	
	月	月	月	月	月
7年度	4.65	4.60	0.05	0.05	4.65

（参考）国の年間支給月数
月
4.65

（注）　「民間の支給割合」は、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は、期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(2)　社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

ア 給料表の見直し

（給料表の改定実施時期）　令和7年4月1日

（内容）　一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の引上げを行うとともに、8級から9級の隣接する級間での給料月額の重なりの解消等を実施。

イ 地域手当の見直し

（支給割合）和歌山市及び橋本市については国基準４％に対し、５％を支給
その他の市町村については、国基準０％に対し、３％を支給

（実施時期）令和7年4月1日より実施

		令和6年度の支給割合	令和7年度の支給割合	令和8年度の支給割合
和歌山市	国	6%	5%	4%
橋本市	和歌山県	5%	5%	5%
その他の県内市町村	国	0%	0%	0%
	和歌山県	1.5%	3.0%	3.0%

ウ その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施（令和7年4月1日実施）

(3) 一般行政職給料表の状況（令和8年4月1日現在）

（単位：　円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1号給の給料月額	194,586	240,499	274,586	307,879	330,537	364,525	418,091	468,974	522,043
最高号給の給料月額	266,636	314,835	361,941	397,221	406,464	422,365	460,129	498,390	551,857

(4) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア　職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和8年4月1日現在）

区分		平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職		42.2 歳	337,829 円	419,445 円
技能労務職		57.9 歳	324,641 円	348,442 円
	うち用務員	57.9 歳	324,641 円	348,442 円
	うち運転業務員	― 歳	― 円	― 円
	うち守衛	― 歳	― 円	― 円
高等（特別支援・専修・各種）学校教育職		44.4 歳	397,517 円	461,208 円
小・中学校（幼稚園）教育職		40.0 歳	377,348 円	433,035 円
警　察　職		39.7 歳	354,881 円	484,326 円

（注）1　「平均給料月額」とは、令和8年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
　　2　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。

イ　職員の初任給の状況（令和8年4月1日現在）

区　分		和歌山県	国	
一般行政職	大　学　卒	236,126 円	総合	242,000 円
			一般	232,000 円
	高　校　卒	205,418 円	200,300 円	
技能労務職	高　校　卒	203,729 円	－ 円	
高等学校教育職	大　学　卒	263,754 円	－ 円	
小・中学校教育職	大　学　卒	263,754 円	－ 円	
警　察　職	大　学　卒	263,953 円	269,200 円	
	高　校　卒	233,642 円	230,400 円	

ウ　職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和8年4月1日現在）

区　分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大　学　卒	294,948 円	378,725 円	398,949 円	408,242 円
	高　校　卒	270,862 円	338,467 円	373,940 円	382,008 円
技能労務職	高　校　卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円
高等学校教育職	大　学　卒	356,084 円	426,175 円	448,217 円	456,624 円
小・中学校教育職	大　学　卒	356,794 円	418,961 円	440,427 円	449,215 円
警　察　職	大　学　卒	310,363 円	386,354 円	421,769 円	431,532 円
	高　校　卒	297,471 円	349,456 円	395,200 円	414,741 円

(5) 級別職員数等の状況

ア　等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和8年4月1日現在）

① 行政職給料表

区分	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		（人）	（%）	職名	（人）	（人）	（%）	段階
1級	主事又は技師の職務	634	13.8	主事 技師 機関士 航海士 主任 計	518 113 1 1 1 634	2,054	44.7	係員級
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	477	10.4	主事 技師 職業指導員 航海士 主任 計	369 102 1 1 4 477			
3級	1　係長又は主査の職務 2　副主査の職務	1,165	25.4	副主査 主任 係長 主査 助教 計	841 102 11 210 1 1,165			
4級	困難な業務を行う係長又は主査の職務	686	14.9	係長 主査 船長、機関長 助教 教務主任 人事主事、指導主事 社会教育主事、教育相談主事 政策推進員 計	69 598 1 1 1 12 2 2 686	908	19.8	係長級
5級	1　本庁の課長補佐の職務 2　本庁の班長又は地方機関の課長の職務 3　主任の職務	1,078	23.5	課長補佐 班長 振興局課長 県税事務所課長 中央児童相談所課長 港湾事務所課長 こころの医療センター課長、その他福祉施設課長 障害児者サポートセンター課長 ＤＶ相談支援センター課長 土砂災害啓発センター所長、その他所長 ジオパークセンター事務長 文書館課長 産業技術専門学院課長 東京事務所課長 環境衛生研究センター課長 精神保健福祉センター次長 就農支援センター次長 ジェンダー平等推進センター課長 公営競技事務所課長 工業技術センター課長 消費生活センター支所長 高等看護学院事務長代理 農林大学校部長、准教授 船長、機関長 専門技術員、調査員、検査員、専門員 会計専門員、会計駐在員 入札契約統括員 学校事務長 教育機関課長 教育機関センター長 人事主事、指導主事、社会教育主事、教育相談主事 政策推進員 警察署課長 調査官 主任 副主任 計	119 160 66 8 6 2 4 1 1 2 1 1 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 8 5 17 7 6 22 13 1 13 1 7 10 511 74 1,078	1,078	23.5	課長補佐級

区分	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		（人）	（%）	職名	（人）	（人）	（%）	段階
6級	1　本庁の課長の職務 2　振興局の部長の職務 3　地方機関（振興局及び和歌山県東京事務所を除く。次項において同じ。）の長の職務 4　本庁の副課長又は振興局の副部長の職務 5　企画員又は主幹の職務	440	9.6	課長 室長、分室長 振興局部長 消防学校長 旅券事務長 児童相談所長、仙渓学園長 障害児者サポートセンター所長 なぎ看護学校副学校長 県ジェンダーセンター所長 文書館長 公営競技事務所長 産業技術専門学院長 世界遺産センター事務長 農林大学校長 就農支援センター所長 土木機関事務所所長 副課長 振興局副部長 企画員 主幹 県税事務所次長 消防学校副校長 文書館次長 児童相談所次長、その他福祉機関次長 産業技術専門学院副学院長 公営競技事務所次長 農林大学校副校長、教授、部長 土木機関事務所次長 総括検査員、総括調査員 総括専門員 ジオパークセンター所長 学校事務長 教育機関所長 教育機関副所長 紀南図書館長 教育機関副館長 会計官 監察官 管理官 計	79 14 24 1 1 2 1 1 1 1 1 2 1 1 1 6 102 33 32 54 2 1 1 4 1 1 3 5 14 10 1 20 3 3 1 4 5 1 2 440	469	10.2	課長級
7級	1　参事の職務 2　困難な業務を行う本庁の課長の職務 3　困難な業務を行う地方機関の長の職務 4　困難な業務を行う振興局の部長の職務 5　困難な業務を行う企画員の職務	55	1.2	課長 振興局部長 なぎ看護学校長 監察官 理事官 企画員 DV相談支援センター所長 参事 県税事務所長 こころの医療センター事務局長 中央児童相談所長 世界遺産センター所長 教育機関副館長 計	16 2 1 5 3 1 1 18 4 1 1 1 1 55	66	1.4	次長級
8級	1　本庁の部に置かれる局の長の職務 2　振興局の長又は和歌山県東京事務所の長の職務 3　困難な業務を行う参事の職務	40	0.9	知事室長 東京事務所長 局長 参事 県議会事務局次長 振興局長 計	1 1 25 5 1 7 40			
9級	1　本庁の部長の職務 2　本庁（和歌山海区漁業調整委員会事務局を除く。）の事務局長の職務 3　困難な業務を行う振興局の長の職務 4　特に困難な業務を行う参事の職務	19	0.4	部長 事務局長 会計管理者 参事 技監 計	10 4 1 3 1 19	19	0.4	部長級
	合計	4,594						

② 研究職給料表

区分	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		（人）	（%）	職名	（人）	（人）	（%）	段階
1級	上級の研究員又は学芸員の指揮監督の下に補助的な試験研究を行う研究員又は学芸員補の職務	4	1.7	研究員 学芸員 計	3 1 4	74	31.6	係員級
2級	1 主査研究員又は主査学芸員の職務 2 副主査研究員又は学芸員の職務 3 高度な知識経験に基づき試験研究を行う研究員の職務	83	35.5	研究員 学芸員 副主査研究員 主査研究員 主査学芸員 専門研究員 計	38 11 21 8 1 4 83	52	22.2	係長級
3級	1 試験研究機関の部長の職務 2 主任研究員又は主任学芸員の職務 3 困難な業務を行う主査研究員又は主査学芸員の職務	119	50.9	主査研究員 主査学芸員 専門員 専門研究員 農業試験場部長、その他試験場部長 工業技術センター課長 工業技術センター専門技術員 主任研究員 総括主任研究員 副主任研究員 暖地園芸センター副所長、その他研究所副所長 畜産試験場副場長 教育機関課長 主任学芸員 調査官 計	31 4 1 3 12 1 1 41 3 4 4 1 4 6 3 119	80	34.2	課長補佐級
4級	1 試験研究機関の長の職務 2 総括研究員の職務 3 困難な業務を行う試験研究機関の部長の職務	25	10.7	暖地園芸センター所長、研究所所長 農業試験場長、その他試験場長 工業技術センター企画員 環境衛生研究センター次長 総括研究員 農業試験場副場長、その他試験場副場長 環境衛生研究センター、工業技術センター部長 計	4 4 1 1 3 4 8 25	25	10.7	課長級
5級	困難な業務を行う試験研究機関の長の職務	3	1.3	参事 環境衛生研究センター所長 工業技術センター所長 計	1 1 1 3	3	1.3	次長級
	合計	234						

③ 医療職給料表（1）

区分	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		（人）	（%）	職名	（人）	（人）	（%）	段階
1級	医師の職務	24	60.0	医師 計	24 24	24	60.0	係員級
2級	1 病院の医長又は保健所の課長の職務 2 主任の職務 3 困難な医療業務を行う医師の職務	4	10.0	医師 医長 計	1 3 4	4	10.0	係長級
3級	1 病院の副院長若しくは部長又は保健所の長の職務 2 総括専門員の職務 3 和歌山県精神保健福祉センターの長の職務	10	25.0	副院長 部長 所長 企画員 主幹 計	1 1 1 6 1 10	10	25.0	課長級
4級	1 本庁の部に置かれる局の長の職務 2 病院の長の職務 3 参事の職務	2	5.0	院長 技監 計	1 1 2	1 1	2.5 2.5	次長級 部長級
	合計	40						

④ 医療職給料表（2）

区分	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		（人）	（%）	職名	（人）	（人）	（%）	段階
1級	1 医療技師（診療放射線技師、栄養士、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、理学療法士又は作業療法士（以下「診療放射線技師等」という。）をいう。）の職務 2 医療技師（歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（以下「歯科衛生士等」という。）をいう。）の職務 3 福祉技師の職務	2	1.9	栄養士 計	2 2	51	49.5	係員級
2級	1 技師の職務 2 医療技師（薬剤師又は獣医師をいう。）の職務 3 困難な業務を行う医療技師（診療放射線技師等をいう。）又は福祉技師の職務 4 高度の技術又は経験を必要とする医療技師（歯科衛生士等をいう。）の職務	22	21.4	技師 医療技師 計	6 16 22			
3級	副主査の職務	26	25.2	副主査 副主査栄養士 計	25 1 26			
4級	1 主査の職務 2 困難な業務を行う副主査の職務	11	10.7	副主査 主査 計	1 10 11	10	9.7	係長級
5級	1 保健所又は和歌山県動物愛護センターの課長の職務 2 家畜保健衛生所の次長又は課長の職務 3 薬局長又は技師長の職務 4 主任の職務 5 困難な業務を行う主査の職務	35	34.0	家畜保健衛生所次長 保健所、動物愛護センター、家畜保健衛生所課長 家畜保健衛生所支所長 薬局長 主任 副主任 計	2 11 1 1 19 1 35	35	34.0	課長補佐級
6級	総括専門員の職務	4	3.9	総括専門員 健康福祉部副部長 計	3 1 4	7	6.8	課長級
7級	1 家畜保健衛生所の長の職務 2 和歌山県動物愛護センターの長の職務	3	2.9	動物愛護センター所長 家畜保健衛生所所長 計	1 2 3			
	合計	103						

⑤ 医療職給料表（3）

区分	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		（人）	（%）	職名	（人）	（人）	（%）	段階
1級	准看護師の職務	0	0.0	計	0	152	68.8	係員級
2級	1 保健師又は助産師の職務 2 看護師の職務 3 福祉技師の職務 4 専任教員の職務 5 副主査准看護師の職務	48	21.7	保健師 看護師 副主査准看護師 計	31 16 1 48			
3級	1 副主査、副主査助産師、副主査看護師又は副主査専任教員（以下「副主査等」という。）の職務 2 困難な業務を行う副主査准看護師の職務	103	46.6	副主査 副主査看護師 副主査専任教員 計	17 68 18 103			
4級	1 看護師長の職務 2 副看護師長の職務 3 主査、主査助産師、主査看護師又は主査専任教員の職務 4 困難な業務を行う副主査等の職務	37	16.7	副主査看護師 主査 主査専任教員 主査看護師 副看護師長 計	1 7 6 9 14 37	36	16.3	係長級
5級	1 病院の副部長の職務 2 困難な業務を行う看護師長の職務 3 保健所の課長の職務 4 主任、主任助産師、主任看護師又は主任専任教員の職務	28	12.7	副部長 看護師長 科長 課長 主任 教務主任 主任看護師 副主任 計	1 5 2 7 8 3 1 1 28	28	12.7	課長補佐級
6級	1 病院の部長の職務 2 困難な業務を行う病院の副部長の職務 3 和歌山県難病・子ども保健相談支援センターの長の職務	5	2.3	難病・こども保健相談支援センター所長 主幹 看護部長 看護副部長 計	1 1 1 2 5	5	2.3	課長級
	合計	221						

⑥ 高等学校等教育職員給料表

区分	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		（人）	（%）	職名	（人）	（人）	（%）	段階
1級	1 高等学校の助教諭、養護助教諭、講師又は実習助手の職務 2 特別支援学校の助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員の職務	364	13.1	講師 養護助教諭 寄宿舎指導員 実習助手 計	283 7 17 57 364	364	13.1	講師等
2級	1 高等学校の教諭又は養護教諭の職務 2 特別支援学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務 3 困難な業務を行う高等学校の助教諭、養護助教諭、講師又は実習助手の職務 4 困難な業務を行う特別支援学校の助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員の職務	2,298	83.0	講師 寄宿舎指導 実習助手 教諭 栄養教諭 養護教諭 計	2 21 45 2,168 6 56 2,298	2,298	83.0	教諭等
特2級	1 高等学校の主幹教諭の職務 2 特別支援学校の主幹教諭の職務	0	0.0	計	0	0	0.0	主幹教諭
3級	1 高等学校の副校長又は教頭の職務 2 特別支援学校の副校長又は教頭の職務	65	2.3	副校長 教頭 計	1 64 65	65	2.3	副校長 教頭
4級	1 高等学校の校長の職務 2 特別支援学校の校長の職務	42	1.5	校長 計	42 42	42	1.5	校長
	合計	2,769						

⑦ 中学校教育職員給料表

区分	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		（人）	（%）	職名	（人）	（人）	（%）	段階
1級	中学校の助教諭、養護助教諭又は講師の職務	7	10.8	講師 養護助教諭 計	6 1 7	7	10.8	講師等
2級	1 中学校の教諭又は養護教諭の職務 2 困難な業務を行う中学校の助教諭、養護助教諭又は講師の職務	51	78.5	教諭 養護教諭 計	46 5 51	51	78.5	教諭等
特2級	中学校の主幹教諭の職務	0	0.0	計	0	0	0.0	主幹教諭
3級	中学校の副校長又は教頭の職務	6	9.2	教頭 計	6 6	6	9.2	副校長 教頭
4級	中学校の校長の職務	1	1.5	校長 計	1 1	1	1.5	校長
	合計	65						

⑧ 小学校、中学校等教育職員給料表（市町村立学校職員）

区分	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		（人）	（%）	職名	（人）	（人）	（%）	段階
1級	小学校又は中学校の助教諭、養護助教諭又は講師（以下「助教諭等」という。）の職務	794	13.3	講師 養護助教諭 計	723 71 794	794	13.3	講師等
2級	1　小学校又は中学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務 2　困難な業務を行う小学校又は中学校の助教諭等の職務	4,516	75.7	講師 教諭 栄養教諭 養護教諭 計	2 4,178 44 292 4,516	4,516	75.7	教諭等
特2級	小学校又は中学校の主幹教諭の職務	14	0.2	主幹教諭 計	14 14	14	0.2	主幹教諭
3級	小学校又は中学校の副校長又は教頭の職務	324	5.4	副校長 教頭 計	1 323 324	324	5.4	副校長教頭
4級	小学校又は中学校の校長の職務	314	5.3	校長 計	314 314	314	5.3	校長
	合　計	5,962						

⑨ 高等学校等教育職員給料表（市町村立学校職員）

区分	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		（人）	（%）	職名	（人）	（人）	（%）	段階
1級	高等学校の助教諭又は講師の職務	1	6.7	講師 計	1 1	1	6.7	講師等
2級	1　高等学校の教諭の職務 2　困難な業務を行う高等学校の助教諭又は講師の職務	13	86.7	教諭 計	13 13	13	86.7	教諭等
特2級	高等学校の主幹教諭の職務	0	0.0	計	0	0	0.0	主幹教諭
3級	高等学校の副校長又は教頭の職務	1	6.7	教頭 計	1 1	1	6.7	副校長教頭
4級	高等学校の校長の職務	0	0.0	計	0	0	0.0	校長
	合　計	15						

⑩ 学校栄養職員給料表（市町村立学校職員）

区分	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		（人）	（%）	職名	（人）	（人）	（%）	段階
1級	栄養士の職務	14	51.9	栄養士 計	14 14	20	74.1	係員級
2級	困難な業務を行う栄養士の職務	1	3.7	栄養士 計	1 1			
3級	副主査栄養士の職務	5	18.5	副主査栄養士 計	5 5			
4級	1　主査栄養士の職務 2　困難な業務を行う副主査栄養士の職務	0	0.0	計	0	7	25.9	係長級
5級	困難な業務を行う主査栄養士の職務	7	25.9	主査栄養士 計	7 7			
	合　計	27						

⑪ 警察官給料表

区分	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		（人）	（%）	職名	（人）	（人）	（%）	段階
1級	係員の職務	204	9.2	係員	204	1,412	63.8	巡査・巡査長・巡査部長
				計	204			
2級	困難な業務を行う係員の職務	256	11.6	係員	256			
				計	256			
3級	1　主任の職務 2　特に困難な業務を行う係員の職務	516	23.3	係員	381			
				主任	135			
				計	516			
4級	1　係長の職務 2　困難な業務を行う主任の職務	702	31.7	主任	436			
				係長	266	520	23.5	警部補
				計	702			
5級	1　調査官の職務 2　課長補佐又は警察署の課長の職務 3　困難な業務を行う係長の職務	330	14.9	係長	254	190	8.6	警部
				課長代理	15			
				課長補佐	33			
				警察署課長	28			
				計	330			
6級	1　管理官の職務 2　次席、次長又は副隊長の職務 3　困難な業務を行う調査官の職務 4　困難な業務を行う課長補佐又は警察署の課長の職務	111	5.0	課長補佐	10			
				警察署課長	6			
				次席・次長・副隊長	10			
				調査官	85			
				計	111			
7級	1　警察本部の課長、隊長又は監察官の職務 2　警察署（大規模な警察署を除く。）の署長の職務 3　警察署の副署長の職務 4　困難な業務を行う管理官の職務 5　困難な業務を行う次席、次長又は副隊長の職務	54	2.4	次席・次長・副隊長	3	92	4.2	警視
				次席・次長・副隊長	2			
				監察官	9			
				管理官	27			
				刑事官	2			
				副署長	10			
				副校長	1			
				計	54			
8級	1　理事官の職務 2　困難な業務を行う警察本部の課長の職務 3　困難な業務を行う警察署（大規模な警察署を除く。）の署長の職務	25	1.1	署長	4			
				理事官	21			
				計	25			
9級	1　警察本部の部長の職務 2　警察学校の長の職務 3　参事官又は首席監察官の職務 4　大規模な警察署の署長の職務	16	0.7	校長	1			
				参事官	8			
				署長	7			
				計	16			
	合計	2,214						

（注）1　職員の給与に関する条例、教育職員の給与に関する条例、市町村立学校職員の給与に関する条例及び警察職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2　任期付職員、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び臨時的任用職員も本表に含む。

⑫ 現業職給料表

区分	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		（人）	（%）	職名	（人）	（人）	（%）	段階
1級	事務助手、用務員、校務員又は作業員（以下「事務助手等」という。）の職務	0	0.0			12	100.0	係員級
				計	0			
2級	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う事務助手等の職務	0	0.0					
				計	0			
3級	1　高度の技能又は経験を必要とする業務を行う事務助手等の職務 2　技師補の職務	3	25.0	用務員 校務員	1 2			
				計	3			
4級	特に高度の技能又は経験を必要とする業務を行う事務助手等の職務	3	25.0	校務員	3			
				計	3			
5級	極めて高度の技能又は経験を必要とする業務を行う事務助手等の職務	6	50.0	校務員	6			
				計	6			
	合　計	12						

（注）1　現業職員の給与に関する規則に基づく給料表の級区分による職員数である。
　　2　暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員も本表に含む。

【参考】一般職員の級別職員構成比の状況

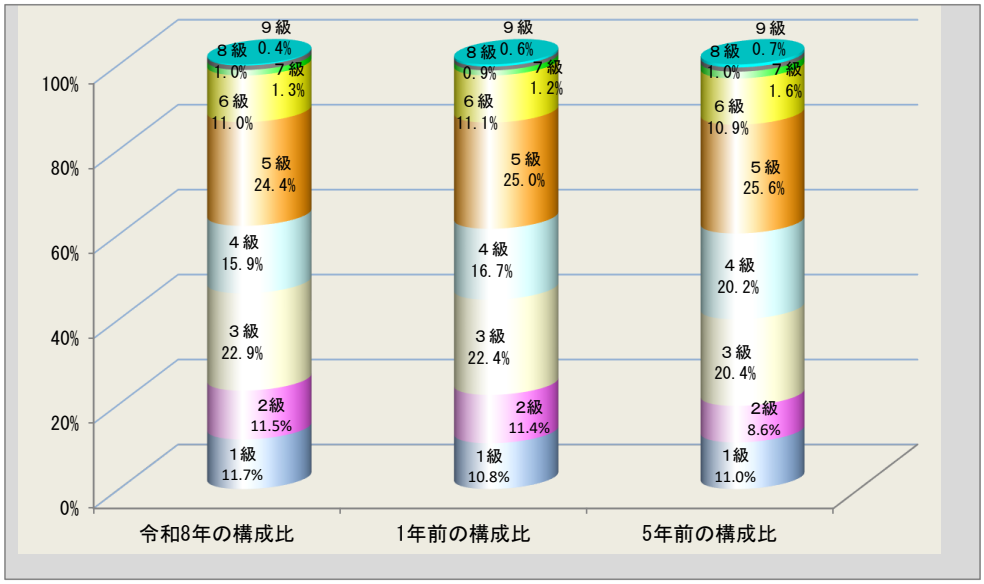

（注）地方公務員給与実態調査における一般行政職に区分される職員（暫定再任用職員及び管理監督職勤務上限年齢に達している職員を除く。）について記載している。

イ　国の給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和8年4月1日）

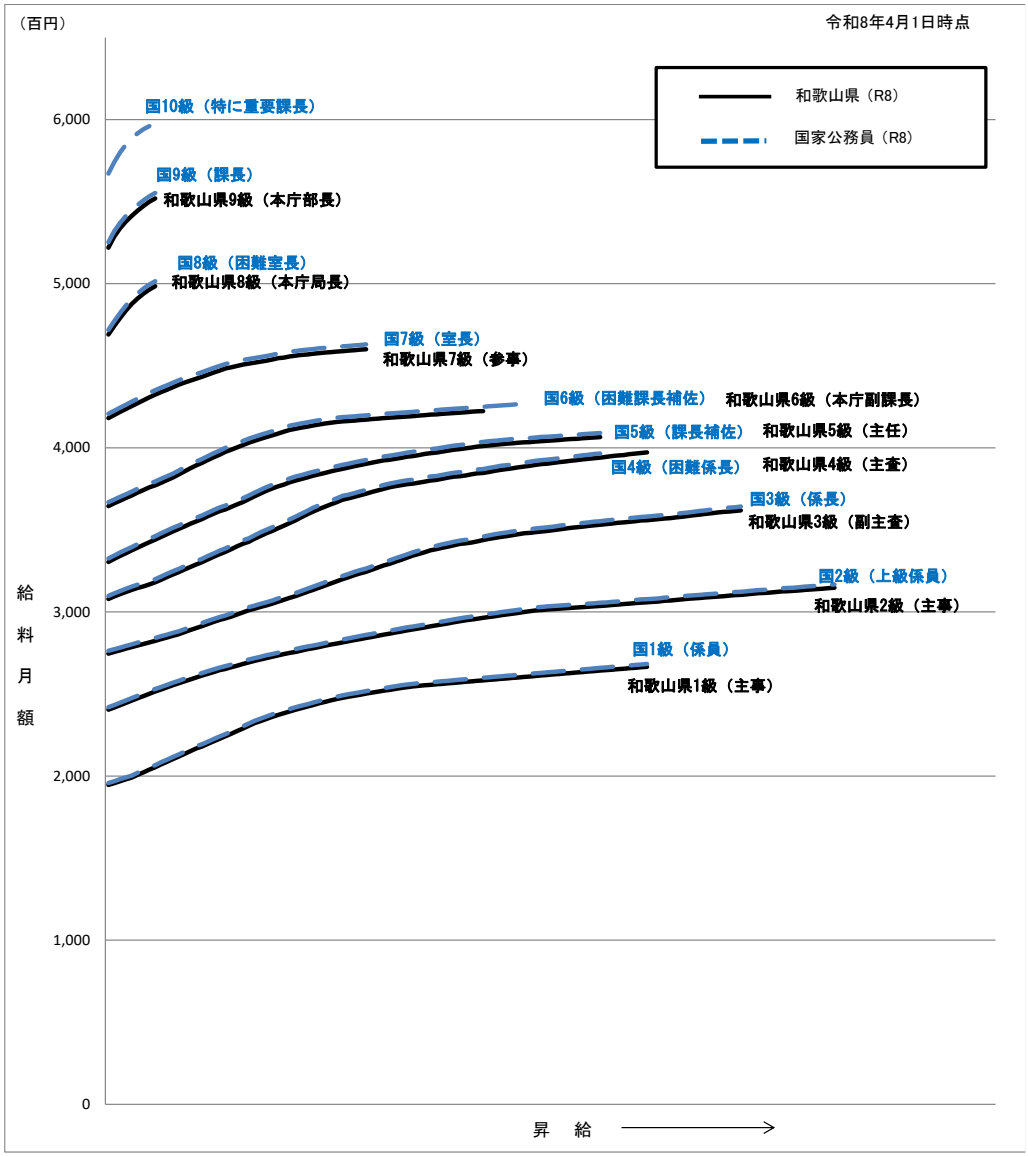

令和8年4月1日時点

ウ　昇給への人事評価の活用状況等

1 人事評価の実施状況

平成18年4月から全職員を対象とした業績・行動に基づく勤務実績評価(平成19年度から人事評価)を実施している。

2 昇給への人事評価の活用状況

全職員について、業績と行動の両要素を総合的に点数による絶対評価を実施し、5段階（Ａ～Ｅ)に格付しており、その評価結果（評語）に基づき、昇給区分（0～7号給）を決定している。

（知事部局の一般行政職給料表適用者）

令和７年度中における運用	特定職員		一般職員	
イ　人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ　人事評価を活用していない				

3 令和8年4月1日の昇給状況

ア 特定職員

	昇給区分	上位（Ａ・Ｂ）	標準（Ｃ）	下位（Ｄ・Ｅ）
55歳未満	昇給号数	1号給以上	昇給なし	昇給なし
	人員分布率	0.0%	100.0%	0.0%
55歳以上	昇給号数	1号給以上	昇給なし	昇給なし
	人員分布率	38.8%	61.2%	0.0%

イ 特定職員以外の職員

	昇給区分	上位（Ａ・Ｂ）	標準（Ｃ）	下位（Ｄ・Ｅ）
55歳未満	昇給号数	5号給以上	4号給	2号給、昇給なし
	人員分布率	36.0%	63.7%	0.3%
55歳以上	昇給号数	1号給以上	昇給なし	昇給なし
	人員分布率	15.0%	84.5%	0.5%

※　特定職員とは、行政職給料表８級以上の適用を受ける者をいう。
※　全ての期間を勤務していない者（病気休暇の取得、昇給判定期間の最初の日以後に採用された者等）、懲戒処分又は分限処分を受けた者で昇給区分が調整された者は除いている。
※　人員分布率については、最高号給に到達した者を除いた割合である。
※　四捨五入の関係で合計が100%にならない場合がある。

(6) 職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

和　歌　山　県	国
1人当たり平均支給額（令和7年度） 1,821　千円	－
（令和7年度支給割合） 期末手当　　勤勉手当 2.525月分　2.125月分 (1.425) 月分　(1.025) 月分	（令和7年度支給割合） 期末手当　　勤勉手当 2.525月分　2.125月分 (1.425) 月分　(1.025) 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20% ・管理職加算　10～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20% ・管理職加算　10～20%

（注）1　(　)内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。
　　2　和歌山県の特定幹部職員（部・次長級）の支給割合については、期末手当2.125月分、勤勉手当2.525月分である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

1 人事評価（業績評価）の実施状況

平成28年4月から、全職員を対象に評価期間(6月勤勉：12月1日～翌年5月31日、12月勤勉：6月1日～11月30日）の人事評価（業績評価）を実施している。

2 勤勉手当への人事評価の活用状況

平成28年12月勤勉手当分から、全職員を対象に人事評価（業績評価）結果に基づき、所属長等からの内申により成績率（上位、標準、下位）を決定している。

（知事部局の一般行政職給料表適用者）

令和7年度中における運用		特定職員		一般職員	
イ　人事評価を活用している					
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○		○	○
	上位、標準の成績率		○		
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ（一律）				
ロ　人事評価を活用していない					

3 令和7年12月支給の勤勉手当成績率

ア 特定幹部職員（次長級以上の職員）

	上位	標準	下位
成績率	152/100 ～137/100	122/100	108/100
人員分布率	19.1%	80.9%	0.0%

イ 特定幹部職員以外の職員

	上位	標準	下位
成績率	132/100 ～117/100	102/100	88/100
人員分布率	34.8%	65.2%	0.1%

イ　退職手当（令和8年4月1日現在）

和　歌　山　県						国					
退職手当の基本額	（支給率）	自己都合		応募認定・定年		退職手当の基本額	（支給率）	自己都合		応募認定・定年	
	勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分		勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分
	勤続25年	28.0395	月分	33.270750	月分		勤続25年	28.0395	月分	33.270750	月分
	勤続35年	39.7575	月分	47.7090	月分		勤続35年	39.7575	月分	47.7090	月分
	最高限度	47.7090	月分	47.7090	月分		最高限度	47.7090	月分	47.7090	月分
	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置					その他の加算措置	定年前早期退職特例措置			
	（　2%　～　45%　）						（　2%　～　45%　）				
調整率				83.7/100		調整率				83.7/100	
退職手当の調整額	在職した職務の級に応じた定額（0円～65,000円）の60月分					退職手当の調整額	在職した職務の級に応じた定額（0円～65,000円）の60月分				
（退職時特別昇給　なし　）						（退職時特別昇給　なし　）					
1人当たり平均支給額	1,300	千円	22,272	千円		1人当たり平均支給額	－	千円	－	千円	

（注）1　退職手当の額は、退職手当の基本額（退職時の給料月額×支給率）に退職手当の調整額を加えて得た額である。

2　退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

3　「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ　地域手当（令和8年4月1日現在）

支給実績（令和7年度決算）			2,928,174 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算）			196,166 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都特別区	20 %	38 人	20 %
埼玉県さいたま市	13 %	1 人	13 %
石川県金沢市	4 %	1 人	4 %
石川県宝達清水町	0 %	1 人	0 %
滋賀県彦根市	4 %	1 人	4 %
大阪府大阪市	16 %	8 人	16 %
大阪府堺市	12 %	1 人	12 %
大阪府吹田市	16 %	1 人	16 %
和歌山県和歌山市	5 %	6,753 人	4 %
和歌山県橋本市	5 %	809 人	4 %
上記以外の和歌山県内市町村	3 %	7,206 人	0 %
医師	16 %	28 人	16 %
平　均　支　給　率		4.1 %	2.1 %
平均支給割合が国の制度による平均支給割合を上回る場合、その理由		和歌山市、橋本市以外の和歌山県内市町村において、支給割合が国制度を上回っているため。	

（注）　「国の制度（支給割合）」の欄の平均支給率は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給される一般職の職員に対し国の支給割合で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

エ　特殊勤務手当（令和8年4月1日現在）

支給実績（令和7年度決算）	632,714　千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算）	79,797　円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和7年度）	48.9　%
手当の種類（手当数）	47

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額（令和7年度決算）	左記職員に対する支給単価
税務手当	総務部総務管理局税務課又は県税事務所に勤務する職員	出張して、県税の納入・納税義務者と直接接して行う課税調査、徴収等	818 千円	日額900円
税外収入徴収手当	税外収入の事務に従事する職員	出張して、税外収入の滞納者と直接接して行う徴収	41 千円	日額360円
消防訓練指導手当	消防学校に勤務する職員	救急実技訓練、火災防御訓練、救助訓練等の指導	219 千円	日額850円
社会福祉業務手当	中央児童相談所、紀南児童相談所、DV相談支援センター、障害児者サポートセンター、精神保健福祉センター又は振興局健康福祉部に勤務する職員	生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に定める保護その他の措置を必要とする者と面接して行う生活指導等	17,289 千円	日額640円 (児童相談所に勤務する職員で、相談、指導等の業務に従事した場合にあっては、日額1,000円)
防疫業務等手当	保健所等に勤務する職員	①感染症の患者の移送、医療又は感染症の防疫作業 ②家畜伝染病予防法に基づく患畜に接する業務 ③狂犬病予防法に基づく捕獲等	125 千円	①日額330円 ②日額1,000円 ③日額600円
放射線取扱手当	エックス線装置等の取扱いに従事する職員	有害放射線の影響を受ける作業	125 千円	日額340円
精神保健業務手当	福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課、こころの健康推進課、薬務課、精神保健福祉センター又は保健所に勤務する職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、麻薬及び向精神薬取締法に基づく調査(患者に直接接する場合に限る。)、診察の立会い、入院措置のための移送	97 千円	日額600円
病院看護業務等手当	こころの医療センターに勤務する看護師、准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)において行われる看護等	27,777 千円	深夜における勤務時間 深夜全部　7,300円 4時間以上　3,550円 (4,050円) 2～4時間未満 3,100円 (3,600円) 2時間未満　2,150円 (2,550円) ※(　)内は月8回を超える勤務に係る額
し尿処理施設等検査手当	環境生活部環境政策局循環型社会推進課、環境管理課、保健所又は環境衛生研究センターに勤務する職員	廃棄物の処理及び清掃に関する法律又は水質汚濁防止法に基づく供用開始後のし尿処理施設又は浄化槽の立入検査	1 千円	日額300円
と畜検査手当	保健所に勤務する獣医師	と畜場法に基づくと畜検査	83 千円	日額500円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額 （令和7年度決算）	左記職員に対する支給単価
災害応急作業等手当	応急作業、災害状況の調査、避難所運営等の作業に従事した職員	重大な災害が発生した現場において行う巡回監視、応急作業、応急作業のための災害状況の調査 豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に出張して行う避難所の運営その他の人事委員会が定める作業	15 千円	日額800円（大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業に従事した場合日額1,080円） ただし、日没時から日出時までの間に従事した場合は、その勤務1日につき400円（大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業に従事した場合540円）を加算することができる。
	東日本大震災に対処するための作業に従事する職員	東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業 帰還困難区域において行う作業 居住制限区域において行う作業	0 千円	原子炉建屋内 日額 40,000円 免震重要棟外での現場確認 日額 20,000円 免震重要棟外での巡回 日額 13,300円 免震重要棟内 日額 3,300円 屋外 日額 6,600円 屋内 日額 1,330円 屋外 日額 3,300円 屋内 日額 660円
	原子力災害（東日本大震災を除く。）に対処するための作業に従事した職員	原子力緊急事態宣言があった場合に特定原子力事業所の敷地内で行う作業 原子力災害対策本部長の指示に基づき設定された区域を考慮して人事委員会が定める区域で行う作業	0 千円	原子炉建屋内 日額 40,000円以内 上記以外 日額 20,000円以内 日額 10,000円以内 （心身に著しく負担を与えると人事委員会が認める作業 日額 20,000円以内）
	特定大規模災害（東日本大震災を除く。）に対処するための作業に従事した職員	災害が発生した現場において行う巡回監視、応急作業、応急作業のための災害状況の調査等（引き続き5日を下らない範囲内において人事委員会が定める期間以上）	0 千円	日額1,600円以内 （800円＋人事委員会が定める額を加算した額）
特別環境作業従事手当	振興局地域づくり部又は建設部に勤務する職員	命綱等の使用が必要とされる墜落の危険が著しい高低差10メートル以上かつ傾斜40度以上の急傾斜地で行う治山事業の現場における測量、調査、監督等	483 千円	日額300円
	振興局建設部に勤務する職員	交通を遮断することなく行う道路の維持補修等	6,503 千円	日額500円
	水産試験場又は自然博物館に勤務する職員	潜水器具を着用して、海底調査等の潜水作業を行う業務	1 千円	1時間400円
火薬類等災害調査手当	危機管理部危機管理局危機管理消防課又は振興局地域づくり部に勤務する職員	火薬類取締法、高圧ガス保安法に基づく火薬類又は高圧ガスの製造施設等の災害調査	0 千円	日額750円
漁業取締手当	農林水産部水産局資源管理課に勤務する職員	漁業取締船に乗り組んで行う違反漁業の取締	1,073 千円	日額620円
種雄牛馬等取扱手当	畜産試験場に勤務する職員	種雄牛馬の精液の採取又は雌牛馬の受精卵採取、移植若しくは直腸検査	9 千円	日額300円
用地交渉手当	用地交渉の事務に従事する職員	現地における公共用地の取得の交渉等	3,820 千円	日額1,000円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額 （令和7年度決算）	左記職員に対する支給単価
有害物取扱手当	環境衛生研究センター又は工業技術センターに勤務する職員	毒物及び劇物取締法に規定する毒物及び劇物を使用して健康を害するおそれがあると認められる程度の試験、研究又は検査	564 千円	日額300円
麻薬取締手当	麻薬及び向精神薬取締法第54条第2項に規定する麻薬取締員を命じられた職員	麻薬及び向精神薬取締法第54条第5項に規定する職務	9 千円	日額700円
死体処理手当	特定大規模災害に対処するため、死体の取扱いに関する作業で人事委員会が定めるものに従事した職員	特定大規模災害に対処するため死体の取扱いに関する作業で人事委員会が定めるもの	0 千円	日額　1,000円以内 （人事委員会が定める場合 日額　2,000円以内） （心身に著しく負担を与えると 人事委員会が認める作業） 日額　2,000円以内 （人事委員会が定める場合 日額　4,000円以内）
定時制課程事務手当	定時制又は通信制の高等学校に勤務する事務職員	午後5時以降において、2時間以上勤務する定時制・通信制課程の事務業務	76 千円	日額120円
複式手当	小学校又は中学校教育職員	異なる2の学年を1学級として行う授業	6,170 千円	日額290円
準単級手当	小学校教育職員	異なる3以上の学年を1学級として行う授業		日額350円
分校主任手当	小学校又は中学校教育職員のうち分校主任又はこれに相当する職にある者	分校主任等の担当業務	204 千円	日額300円
教育業務連絡指導手当	小学校又は中学校又は県立学校に勤務する教諭のうち主任等の係る職務に従事した者	教務主任、学年主任、生活指導主任、進路指導主任、特別支援学級主任等の担当業務	49,943 千円	日額200円
兼務手当	高等学校教育職員	本務以外に定時制や他校の高等学校の通常課程、通信教育等を担当（兼務）する業務	1,123 千円	時間　2,780円 （理療科教育兼務の場合 日額　900円）
舎監手当	寄宿舎の舎監を兼ねる県立学校教育職員	正規の勤務時間以外における学生寮での寮生への生活指導等(2時間以上)	194 千円	日額1,100円
教員特殊業務手当	教育職員	①非常災害時等の緊急業務 ②児童生徒引率指導業務	320,164 千円	①(ｱ)児童生徒の保護又は緊急の防災復旧業務 日額　8,000円 (ｲ)児童生徒の負傷疾病に伴う緊急業務及び緊急指導 日額　7,500円 ②(ｱ)修学旅行、公式試合等で泊を伴うもの 日額　5,100円 (ｲ)部活動で休日等に行うもの 日額　2,700円
夜間学級担当手当	夜間学級を置く中学校又は義務教育学校の後期課程に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭及び講師	夜間学級を担当する業務	1,856 千円	給料月額に100分の5を乗じて得た額（管理職手当を受ける校長及び教員は給料月額に100分の4を乗じて得た額）

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額 （令和7年度決算）	左記職員に対する支給単価
私服作業手当	生活安全、刑事及び警備部門の業務に従事する警察職員	犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕等の業務	43,285 千円	日額 560円（国内） 日額1,100円（国外）
警ら用自動車乗務手当	地域部門の業務に従事する警察職員	警ら用無線自動車を運転して行う犯罪の予防、捜査その他取締警戒等の業務	13,870 千円	日額 420円
交通警察業務手当	交通部門の業務に従事する警察職員	交通事故捜査、交通指導取締等の業務	16,384 千円	(1)交通事故捜査・検問 日額 560円（昼間） 日額 840円（夜間） 日額 840円（昼間・高速上） 日額 1,260円（夜間・高速上） (2)交通取締用自動二輪 日額 560円（白バイ） (3)上記以外 日額 310円 日額 460円（高速上）
警ら手当	駐在所、交番等に勤務する警察職員	犯罪予防のための警らの業務	28,927 千円	日額340円
鑑識業務手当	犯罪鑑識の業務に従事する警察職員	指紋、手口若しくは写真又は理化学、法医学若しくは銃器弾薬類の知識を利用して行う犯罪鑑識の業務	2,583 千円	日額280円（現場以外） 日額560円（現場）
死体取扱手当	死体を取り扱う業務に従事する警察職員	死体の検視・検証及び解剖の補助の業務	21,137 千円	(1)検視・検証 1体 1,600円 (2)検視・検証 （損傷著しい死体） 1体 3,200円 (3)検視・検証 （検視官・刑事調査官） 1体 3,200円 (4)解剖補助 1体 3,200円
	特定大規模災害に対処するため死体を取り扱う作業で人事委員会が定める業務に従事する警察職員	特定大規模災害に対処するため死体の取扱いに関する作業で人事委員会が定めるもの	0 千円	日額1,000円以内 （人事委員会が定める場合 日額2,000円以内） 心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業 日額2,000円以内 （人事委員会が定める場合 日額4,000円以内）
留置管理手当	留置業務に従事する警察職員	留置人の看守業務又は被疑者等の護送業務	7,819 千円	日額320円
夜間特殊業務手当	交替制勤務に服する警察職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から午前5時まで)において行われる業務	52,695 千円	(1)深夜の全部を含む勤務 1回 1,100円 (2)深夜の一部を含む勤務 1回 730円 (3)深夜の一部を含む勤務 （2時間未満） 1回 410円
爆発物処理等手当	爆発物等の処理に従事する警察職員	爆発物又はその疑いのある物件の処理、火薬類の製造施設等の災害調査の業務	36 千円	(1)爆発物、特殊危険物質等処理 1件 5,200円 (2)特殊危険物質による被害の危険がある区域での作業 日額 250円 (3)火薬類の製造施設の災害調査 日額 750円
救難救助手当	救難救助の業務に従事する警察職員	断がい、激流等の著しく危険な場所での救難救助の業務	2 千円	1回470円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額 （令和7年度決算）	左記職員に対する支給単価
緊急呼出手当	生活安全、刑事、警備及び交通部門の業務に従事する警察職員	突発的に発生した事件事故の処理作業のため、正規の勤務時間以外の時間に呼出を受け夜間（午後9時から翌日の午前5時までの間）において行う業務	522 千円	1回1,240円
潜水手当	潜水の業務に従事する警察職員	潜水器具を着用して行う証拠品若しくは遺体の捜索又は人命救助等のための潜水業務	5 千円	1時間400円
航空手当	航空機に搭乗して行う捜索、救難救助、救急の業務等に従事した職員	①搭乗して行う捜索、救難救助又は救急の業務 ②搭乗して行う災害発生状況等の調査又は消防若しくは防災の業務 ③上記の訓練	1,494 千円	1時間1,900円 ただし、1月の総額は、1時間当たりの額に80を乗じて得た額限度（捜索・救難救助のための降下した日については1日につき870円加算）
	警察航空隊の業務に従事する警察職員	航空機の操縦及び航空機に搭乗して行う整備、捜索等の業務	4,139 千円	(1)航空機の操縦 1時間 5,100円 (2)搭乗して行う警察活動 1時間 1,900円 (3)搭乗して行う整備業務 1時間 2,200円 (4)捜索・救難救助のための降下 日額加算 870円
災害応急手当	重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、鑑識活動等の作業に従事する警察職員	異常な自然現象又は大規模な火事等の事故により重大な災害が発生した箇所又は周辺で行う災害警備、遭難救助、鑑識活動等の業務	0 千円	日額840円（大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業に従事した場合日額1,080円） ただし、警戒区域等危険地域840円加算（日没時から日出時までの間において行われた場合100分の50、立入禁止区域等で行われた場合100分の100加算）
	東日本大震災に対処するための作業に従事した警察職員	東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業 帰還困難区域において行う作業 居住制限区域において行う作業	812 千円	原子炉建屋内 日額 40,000円 免震重要棟外での現場確認 日額 20,000円 免震重要棟外での巡回 日額 13,300円 免震重要棟内 日額 3,300円 屋外 日額 6,600円 屋内 日額 1,330円 屋外 日額 3,300円 屋内 日額 660円
災害応急手当	原子力災害（東日本大震災を除く。）に対処するための作業に従事した警察職員	原子力緊急事態宣言があった場合に特定原子力事業所の敷地内で行う作業 原子力災害対策本部長の指示に基づき設定された区域を考慮して人事委員会が定める区域で行う作業	0 千円	原子炉建屋内 日額 40,000円以内 上記以外 日額 20,000円以内 日額 10,000円以内 （心身に著しく負担を与えると人事委員会が認める作業 日額 20,000円以内）
	特定大規模災害（東日本大震災を除く。）に対処するための作業に従事した警察職員	災害発生箇所及び周辺において行う災害警備、遭難救助、鑑識活動等の業務（引き続き５日を下らない範囲内において人事委員会が定める期間以上）	0 千円	警戒区域等 日額 2,520円以内 （1,680円＋人事委員会が定める額を加算） 上記以外の区域内 日額 1,680円以内 （840円＋人事委員会が定める額を加算）

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額 （令和7年度決算）	左記職員に対する支給単価
警護等手当	警備部門の業務に従事する警察職員	①天皇又は皇后、上皇、上皇后、皇太子、皇太子妃、皇嗣若しくは皇嗣妃その他人事委員会がこれに準ずると認める者の身辺警衛 ②①に掲げる皇族以外の皇族の身辺警衛 ③警護要則第2条第1号に規定する警護対象者の身辺警護	221 千円	①③ 日額1,150円 ② 日額 640円
銃器犯罪捜査手当	刑事部門の業務に従事する警察職員	防弾装備を着装し、武器を携帯して行う銃器犯罪捜査等の業務	0 千円	(1)銃器使用犯罪現場での犯人逮捕 日額 1,640円 (2)銃器使用犯人逮捕、(3)銃器所持犯人逮捕、(4)(1)の業務に付随する直近警戒 日額 1,100円 (5)(2)の業務に付随する直近警戒、(6)銃器使用暴力団抗争の組事務所等での警戒、(7)保護対策としての固定警戒等 日額 820円
犬等取扱手当	警務部門及び地域部門の業務に従事する警察職員	犬又は猫の受取若しくは引取り、一時保管又は保健所等への引渡しの作業	2 千円	日額330円 ただし、捕獲の作業に従事した場合は、270円を加算
感染症患者等接触手当	感染症患者に対する犯罪の捜査等に従事する職員	感染症患者に対する犯罪の捜査等、感染症の病原体に汚染された死体の検視等及び感染症患者が訪れた警察施設の消毒等の業務	0 千円	日額 330円

オ　時間外勤務手当

支給実績（令和7年度決算）	2,592,532	千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算）	396	千円
支給実績（令和6年度決算）	2,664,022	千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	411	千円

（注）　職員1人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和7年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員、制度上時間外手当の支給対象とならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ　その他の手当（令和8年4月1日現在）

手　当　名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和7年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算）
扶養手当	1 子　　1人につき　13,000円 2 父母等　1人につき　6,500円 ※ 満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき、5,000円を加算 ※2は行政職給料表8級相当は3,500円、行政職給料表9級相当は支給しない	同じ		1,655,213 千円	269,798 円
住居手当	住居を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 （借家）　最高27,000円	異なる	基礎控除額 16,000円 支給限度額 28,000円	1,012,047 千円	327,206 円
第一種初任給調整手当	医学等に関する専門知識を必要とし、かつ採用による欠員の補充が困難な職に採用された職員に採用から35年以内の期間支給(採用から1年経過するごとに額を減じて支給) 医師・歯科医師 最高支給月額 417,600円 獣医師 最高支給月額 50,000円 薬剤師 最高支給月額 30,000円	異なる	・医師、歯科医師の支給期間が21年以上について、国と異なる支給額を適用 ・獣医師・薬剤師への支給	98,903 千円	2,673,041 円
第二種初任給調整手当 ※R8.4.1新設	地域別最低賃金に相当する額を下回らない給与水準を確保するために支給 (地域別最低賃金に相当する額－1時間当たりの給料月額及び地域手当額の合計額)を月額に換算した額	同じ		0 千円	0 円
通勤手当	通勤距離が片道 2km以上で、交通機関を利用し、又は交通用具を使用して通勤している職員 1 交通機関　運賃等相当額 2 交通用具 (1)二輪　2,000～66,400円 (2)四輪　2,000～66,400円 3 駐車料金　限度額5,000円 1～3及び特急・高速料金加算を合算して、限度額150,000円	異なる	通勤距離の区分が異なる	1,913,204 千円	154,965 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員(異動前の住居から異動直後の公署に通勤することが困難であること。) 30,000円＋加算額(8,000～70,000円、職員の住居と配偶者の住居との交通距離が100km以上の場合に加算)	異なる	150km～300km間の距離別手当額について、国と異なる額	91,178 千円	434,181 円
特地勤務手当	交通至難な地その他生活の不便な地域に在勤する職員に給料及び扶養手当の月額の合計額に級別に応じた支給割合を乗じて得た額を支給 1級地 4% 2級地 8% 3級地 12%	同じ		2,796 千円	279,622 円

手　当　名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和7年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算）
へき地手当	へき地学校に勤務する教職員に給料及び扶養手当の月額の合計額に級別に応じた支給割合を乗じて得た額を支給 3級地　8% 2級地　6% 1級地　4% 準ずる学校　2%			63,166 千円	258,876 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給 一般の宿日直　4,700円 機器等の監視、管理等のための当直　5,600円 福祉施設等の生活介助等のための当直　6,400円 医師当直　22,500円 年末年始期間は、100分の150を乗じて得た額	異なる	年末年始期間の支給額	360,450 千円	234,668 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合に支給 6時間以下 6,000～12,000円 6時間超　9,000～18,000円	同じ		2,931 千円	45,797 円
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×0.25×時間数	同じ		185,746 千円	108,623 円
休日勤務手当	祝日法による休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×1.35×時間数（年末年始は、1時間当たりの給与額×1.5×時間数）	異なる	年末年始の支給割合	520,235 千円	204,094 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に職務の級及び支給区分に応じて定額を支給 （55,000～126,400円）	異なる	支給額	1,043,314 千円	720,024 円
義務教育等教員特別手当	小中学校、県立学校に勤務する教育職員に級号給に応じて2,000～8,000円を支給			489,469 千円	63,296 円
定時制通信教育手当	定時制・通信教育に従事する校長及び教員に給料の5%（管理職手当受給者は4%）を支給			33,997 千円	251,826 円
産業教育手当	農業又は工業に関する科目の授業及び実習を担当する教員に給料の5%（定時制通信教育手当受給者は3%）を支給			40,545 千円	244,245 円
農林漁業普及指導手当	普及指導員が現地において直接農林漁業者に技術及び普及指導を行ったときに支給 日額800円 （給料月額の8%の範囲内）			2,865 千円	62,278 円

(7) 特別職の報酬等の状況（令和8年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給料	知事	1,137,400 円	（	1,210,000 ）円
	副知事	893,000 円	（	950,000 ）円
	教育長	750,000 円		
報酬	議長	950,000 円		
	副議長	810,000 円		
	議員	770,000 円		
期末手当	知事 副知事 教育長	（令和7年度支給割合） 3.5月分		
	議長 副議長 議員	（令和7年度支給割合） 3.5月分		
退職手当		（算定方式）	（1期の手当額）	（支給時期）
	知事	121万円×在職月数×0.568 ＝	32,989,440	（任期ごと）
	副知事	95万円×在職月数×0.404 ＝	18,422,400	（任期ごと）
	教育長	75万円×退職理由別・勤続年数別支給率 ＝	1,883,250	（退任時）

（注）1　厳しい財政状況を踏まえ、令和8年度、知事及び副知事は給料及び期末手当を6%減額している。
なお、給料及び報酬の（　）内は、減額措置を行う前の金額である。

2　退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、知事及び副知事については、1期(4年＝48月)、教育長については、1期(3年＝36月)勤めた場合における退職手当の見込額である。
なお、平成30年4月1日から知事、副知事及び教育長の支給率を引き下げている。

3　上記の他、知事、副知事及び教育長については、地域手当（5%）及び通勤手当が支給される（公用車通勤の場合を除く。）。

(8) 公営企業職員の状況

ア　工業用水道事業

（ア）　職員給与費の状況

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	（参考） 6年度の総費用に占める職員給与費比率
7年度	千円 589,669	千円 256,802	千円 160,046	% 27.1	% 26.7

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B／A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B	
7年度	人 22	千円 85,907	千円 17,296	千円 36,603	千円 139,806	千円 6,355

（注）1　職員手当には退職手当を含まない。
2　職員数については、令和7年4月1日現在の人数である。
3　職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

（イ）　職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和8年4月1日現在）

平均年齢	基本給	平均月収額
43.5　歳	382,369　円	582,445　円

（注）　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

（ウ） 級別職員数等の状況

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和8年4月1日現在）

行政職給料表

区分	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		（人）	（%）	職名	（人）	（人）	（%）	段階
1級	主事又は技師の職務	3	13.6	主事 技師 計	1 2 3	8	36.4	係員級
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	1	4.5	技師 計	1 1			
3級	1 係長又は主査の職務 2 副主査の職務	5	22.7	副主査 主査 計	4 1 5	4	18.2	係長級
4級	困難な業務を行う係長又は主査の職務	3	13.6	主査 計	3 3			
5級	1 本庁の課長補佐の職務 2 本庁の班長又は地方機関の課長の職務 3 主任の職務	6	27.3	主任 班長 工業用水道管理センター課長 計	4 1 1 6	6	27.3	課長補佐級
6級	1 本庁の課長の職務 2 振興局の部長の職務 3 地方機関（振興局及び和歌山県東京事務所を除く。次項において同じ。）の長の職務 4 本庁の副課長又は振興局の副部長の職務 5 企画員又は主幹の職務	4	18.2	工業用水道管理センター次長 工業用水道管理センター所長 副課長 課長 計	1 1 1 1 4	4	18.2	課長級
7級	1 参事の職務 2 困難な業務を行う本庁の課長の職務 3 困難な業務を行う地方機関の長の職務 4 困難な業務を行う振興局の部長の職務 5 困難な業務を行う企画員の職務	0	0.0	計	0	0	0.0	次長級
8級	1 本庁の部に置かれる局の長の職務 2 振興局の長又は和歌山県東京事務所の長の職務 3 困難な業務を行う参事の職務	0	0.0	計	0			
9級	1 本庁の部長の職務 2 本庁（和歌山海区漁業調整委員会事務局を除く。）の事務局長の職務 3 困難な業務を行う振興局の長の職務 4 特に困難な業務を行う参事の職務	0	0.0	計	0	0	0.0	部長級
	合計	22						

（注）1 職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 任期付職員、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員及び臨時的任用職員も本表に含む。

（エ） 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

和歌山県
1人当たり平均支給額（令和7年度） 1,664 千円
（令和7年度支給割合） 期末手当 2.525 月分 勤勉手当 2.125 月分 (1.425) 月分 (1.025) 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～20%

（注）( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

ｂ　退職手当（令和8年4月1日現在）

和歌山県					
退職手当の基本額	（支給率）	自己都合		応募認定・定年	
	勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分
	勤続25年	28.0395	月分	33.270750	月分
	勤続35年	39.7575	月分	47.7090	月分
	最高限度	47.7090	月分	47.7090	月分
	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2 % ～45%)			
調整率		83.7/100			
退職手当の調整額		在職した職務の級に応じた定額（0円～65,000円）の60月分			
（退職時特別昇給　なし　）					
1人当たり平均支給額		－ 千円	20,680	千円	

（注）1　退職手当の額は、退職手当の基本額（退職時の給料月額×支給率）に退職手当の調整額を加えて得た額である。
2　退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度～令和7年度に退職した職員に支給された平均額である。
3　「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ｃ　地域手当（令和8年4月1日現在）

支給実績（令和7年度決算）			4,064 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算）			184,746 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
和歌山市	5 %	10 人	5 %
和歌山市及び橋本市以外の地域	3 %	12(1) 人	3 %

（注）（　）内は、暫定再任用職員の数である。

ｄ　特殊勤務手当（令和8年4月1日現在）

支給実績（令和7年度決算）	38 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算）	2,344 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和7年度）	72.7 %
手当の種類（手当数）	4

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額（令和7年度決算）	左記職員に対する支給単価
特別環境作業従事手当	公営企業課、工業用水道管理センターに勤務する職員	①地上１０ｍ以上の危険箇所にて行う工業用水道施設の管理業務 ②非常に狭く崩落の危険がある、又は水道管の破裂等特別な危険の生じるおそれのあるずい道内の調査又は検査 ③道路又はその周辺で、交通を遮断することなく行う、工業用水道施設の管理業務	38 千円	①日額　300円 ②日額　500円 ③日額　500円
災害応急作業等手当	公営企業課、工業用水道管理センターに勤務する職員	重大な災害が発生した工業用水道施設及びその周辺において行う巡回監視、応急作業、応急作業のための災害状況の調査豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に出張して行う避難所の運営その他の知事が定める作業	0 円	日額800円（大規模な災害として知事が定める災害に係る作業に従事した場合日額1,080円） ただし、日没時から日出時までの間に従事した場合は、その勤務1日につき400円（大規模な災害として知事が定める災害に係る作業に従事した場合540円）を加算することができる。
用地交渉手当	公営企業課、工業用水道管理センターに勤務する職員	現地における公共用地の取得の交渉の業務	0 円	日額　1,000円 ただし、夜間に従事した場合又は週休日等に従事した場合は、その勤務1日につき500円を加算することができる。
防疫業務手当	公営企業課、公表用水道管理センターに勤務する職員	①感染症の患者の移送又は感染症の防疫作業 ②家畜伝染病予防法に基づく患畜に接する作業等	0 円	①日額330円 ②日額1,000円

e　時間外勤務手当

支給実績（令和7年度決算）	1,831 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算）	97 千円
支給実績（令和6年度決算）	1,431 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	80 千円

（注）1　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
2　職員1人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和7年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員、制度上時間外手当の支給対象とならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

f　その他の手当（令和8年4月1日現在）

手　当　名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和7年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算）
扶養手当	1 子　　1人につき　13,000円 2 父母等　1人につき　6,500円 ※ 満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき、5,000円を加算 ※2は行政職給料表8級相当は3,500円、行政職給料表9級相当は支給しない	同じ		2,958 千円	268,909 円
住居手当	住居を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 （借家）　最高27,000円	同じ		258 千円	258,000 円
通勤手当	通勤距離が片道 2km以上で、交通機関を利用し、又は交通用具を使用して通勤している職員 1 交通機関　運賃等相当額 2 交通用具 (1)二輪　2,000～66,400円 (2)四輪　2,000～66,400円 3 駐車料金　限度額5,000円 1～3及び特急・高速料金加算を合算して、限度額150,000円	同じ		3,842 千円	174,592 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に職務の級及び支給区分に応じて定額を支給 （55,000～75,700円）	同じ		2,269 千円	756,233 円

イ　土地造成事業

（ア）　職員給与費の状況

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	（参考） 6年度の総費用に占める職員給与費比率
7年度	千円 712,500	千円 264,663	千円 23,363	% 3.3	% 8.9

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B／A
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B	
7年度	人 3	千円 11,826	千円 2,814	千円 4,657	千円 19,297	千円 6,432

（注）1　職員手当には退職手当を含まない。
2　職員数については令和8年4月1日現在の人数である。
3　職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

（イ）　職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和8年4月1日現在）

平均年齢	基本給	平均月収額
45.0 歳	391,854 円	619,707 円

（注）　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

（ウ） 級別職員数等の状況

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和8年4月1日現在）

行政職給料表

区分	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		（人）	（%）	職名	（人）	（人）	（%）	段階
1級	主事又は技師の職務	0	0.0		0	2	66.7	係員級
				計	0			
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	0	0.0		0			
				計	0			
3級	1 係長又は主査の職務 2 副主査の職務	2	66.7	副主査	2	0	0.0	係長級
				計	2			
4級	困難な業務を行う係長又は主査の職務	0	0.0		0			
				計	0			
5級	1 本庁の課長補佐の職務 2 本庁の班長又は地方機関の課長の職務 3 主任の職務	0	0.0		0	0	0.0	課長補佐級
				計	0			
6級	1 本庁の課長の職務 2 振興局の部長の職務 3 地方機関（振興局及び和歌山県東京事務所を除く。次項において同じ。）の長の職務 4 本庁の副課長又は振興局の副部長の職務 5 企画員又は主幹の職務	1	33.3	主幹	1	1	33.3	課長級
				計	1			
7級	1 参事の職務 2 困難な業務を行う本庁の課長の職務 3 困難な業務を行う地方機関の長の職務 4 困難な業務を行う振興局の部長の職務 5 困難な業務を行う企画員の職務	0	0.0			0	0.0	次長級
				計	0			
8級	1 本庁の部に置かれる局の長の職務 2 振興局の長又は和歌山県東京事務所の長の職務 3 困難な業務を行う参事の職務	0	0.0					
				計	0			
9級	1 本庁の部長の職務 2 本庁（和歌山海区漁業調整委員会事務局を除く。）の事務局長の職務 3 困難な業務を行う振興局の長の職務 4 特に困難な業務を行う参事の職務	0	0.0			0	0.0	部長級
				計	0			
	合計	3						

（注）1 職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 任期付職員、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び臨時的任用職員も本表に含む。

（エ） 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

和歌山県
1人当たり平均支給額（令和7年度） 1,553 千円
（令和7年度支給割合） 期末手当 2.525 月分 (1.425) 月分 勤勉手当 2.125 月分 (1.025) 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～20%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

ｂ　退職手当（令和8年4月1日現在）

和歌山県				
退職手当の基本額	（支給率）	自己都合	応募認定・定年	
	勤続20年	19.6695 月分	24.586875	月分
	勤続25年	28.0395 月分	33.270750	月分
	勤続35年	39.7575 月分	47.7090	月分
	最高限度	47.7090 月分	47.7090	月分
	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2% ～45%)		
調整率		83.7/100		
退職手当の調整額	在職した職務の級に応じた定額（0円～65,000円）の60月分			
（退職時特別昇給　なし　）				
1人当たり平均支給額	－ 千円	－ 千円		

（注）1　退職手当の額は、退職手当の基本額（退職時の給料月額×支給率）に退職手当の調整額を加えて得た額である。

2　退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度～令和7年度に退職した職員に支給された平均額である。

3　「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ｃ　地域手当（令和8年4月1日現在）

支給実績（令和7年度決算）	636 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算）	211,988 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
和歌山市	5 %	3(1) 人	5 %
和歌山市及び橋本市以外の地域	3 %	0(0) 人	3 %

（注）（　）内は、暫定再任用職員の数である。

ｄ　特殊勤務手当（令和８年4月1日現在）

支給実績（令和7年度決算）	0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算）	0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和7年度）	0.0 %
手当の種類（手当数）	4

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額（令和7年度決算）	左記職員に対する支給単価
特別環境作業従事手当	公営企業課、工業用水道管理センターに勤務する職員	①地上１０ｍ以上の危険箇所にて行う工業用水道施設の管理業務 ②非常に狭く崩落の危険がある、又は水道管の破裂等特別な危険の生じるおそれのあるずい道内の調査又は検査 ③道路又はその周辺で、交通を遮断することなく行う、工業用水道施設の管理業務	0 千円	①日額　300円 ②日額　500円 ③日額　500円
災害応急作業等手当	公営企業課、工業用水道管理センターに勤務する職員	重大な災害が発生した工業用水道施設及びその周辺において行う巡回監視、応急作業、応急作業のための災害状況の調査 豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に出張して行う避難所の運営その他の知事が定める作業	0 千円	日額800円（大規模な災害として知事が定める災害に係る作業に従事した場合日額1,080円） ただし、日没時から日出時までの間に従事した場合は、その勤務1日につき400円（大規模な災害として知事が定める災害に係る作業に従事した場合540円）を加算することができる。
用地交渉手当	公営企業課、工業用水道管理センターに勤務する職員	現地における公共用地の取得の交渉の業務	0 千円	日額　1,000円 ただし、夜間に従事した場合又は週休日等に従事した場合は、その勤務1日につき500円を加算することができる。
防疫業務手当	公営企業課、工業用水道管理センターに勤務する職員	①感染症の患者の移送又は感染症の防疫作業 ②家畜伝染病予防法に基づく患畜に接する作業等	0 千円	①日額330円 ②日額1,000円

ｅ　時間外勤務手当

支給実績（令和7年度決算）	47　千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算）	24　千円
支給実績（令和6年度決算）	64　千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	32　千円

（注）1　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
　　2　職員1人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和7年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員、制度上時間外手当の支給対象とならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

ｆ　その他の手当（令和8年4月1日現在）

手　当　名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和7年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算）
扶養手当	1 子　　1人につき　13,000円 2 父母等　1人につき　6,500円 ※ 満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき、5,000円を加算 ※2は行政職給料表8級相当は3,500円、行政職給料表9級相当は支給しない	同じ		234 千円	234,000　円
住居手当	住居を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 （借家）　最高27,000円	同じ		324 千円	324,000　円
通勤手当	通勤距離が片道 2km以上で、交通機関を利用し、又は交通用具を使用して通勤している職員 1 交通機関　運賃等相当額 2 交通用具 (1)二輪　2,000～66,400円 (2)四輪　2,000～66,400円 3 駐車料金　限度額5,000円 1～3及び特急・高速料金加算を合算して、限度額150,000円	同じ		554 千円	184,367　円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に職務の級及び支給区分に応じて定額を支給 （55,000～75,700円）	同じ		660 千円	660,000　円

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)一般職員の勤務時間の状況 （令和8年4月1日現在）

区分	1週間の正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
知事部局	38:45	9:00	17:45	12:00～13:00
教育委員会	38:45	9:00	17:45	12:00～13:00
警察本部	38:45	9:00	17:45	12:00～13:00

(2)一般職員の勤務時間の運用状況 （令和8年4月1日現在）

区 分	育児・介護のための早出・遅出勤務の実施状況	育児・介護以外の時差勤務制度の実施状況	ﾌﾚｯｸｽﾀｲﾑ制度の実施状況
知事部局	○	○	○
教育委員会	○	○	○
警察本部	○	○	○

(3)一般職員の年次有給休暇の使用状況 （令和7年1月1日～令和7年12月31日）

区 分	総取得日数 (a)	全対象職員数 (b)	平均取得日数 (a)/(b)
知事部局	40,654.2日	2,875人	14.1日
教育委員会	37,070.8日	2,869人	12.9日
警察本部	27,658.0日	2,248人	12.3日

（注） 教育委員会の職員数には、市町村立学校の教職員数を含まない。

(4)特別休暇の導入状況 （令和8年4月1日現在）

種類	付与日数
1 公民権行使	必要と認められる期間
2 裁判員・証人等出頭	必要と認められる期間
3 ドナー休暇	必要と認められる期間
4 ボランティア休暇	1暦年7日以内
5 職員の結婚	7日以内
5-2 不妊治療	1暦年5日（体外受精その他の人事委員会が定める不妊治療に係るものである場合は10日）以内
6 妊娠中の通勤	1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認められる時間
7 つわり	12日以内
8 妊娠・産後の保健指導等	妊娠期間に応じて付与
9 産前産後	出産予定日以前8週間（多胎妊娠の場合14週間）の日から産後8週間の日まで
10 生理	必要と認められる期間
11 育児時間	1日2回各60分以内
12 妻の出産	3日以内
13 男性職員の育児参加	5日以内
14 子の看護	1暦年5日（子が2人の場合は10日）以内
15 短期介護	1暦年5日（要介護者が2人の場合は10日）以内
16 職員の子の婚礼	1日
17 法事等	慣習上最小限度必要と認められる期間
18 忌引き	配偶者は10日、父母7日、子5日、祖父母3日他
19 夏季	原則、連続する5日の範囲内の期間
20 永年勤続	連続する3日の範囲内の期間
21 感染症等	必要と認められる期間
22 天災被害	10日を超えない範囲で必要と認められる期間
23 出勤困難	必要と認められる期間
24 退勤時危険回避	必要と認められる期間
25 ワールドマスターズゲームズ特別休暇	5日以内

(5)介護休暇の取得者数 （令和7年度）（単位：人）

区分	性別等	取得者数
知事部局	男性職員	5
	女性職員	2
	計	7
教育委員会	男性職員	1
	女性職員	16
	計	17
警察本部	男性職員	0
	女性職員	0
	計	0

(6)介護時間の取得者数 （令和7年度）（単位：人）

区分	性別等	取得者数
知事部局	男性職員	0
	女性職員	0
	計	0
教育委員会	男性職員	2
	女性職員	6
	計	8
警察本部	男性職員	0
	女性職員	0
	計	0

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

（1）分限処分者数（令和7年度）　　（単位：人）

処分事由・任命権者 ＼ 処分の種類		降任		免職		休職		降給		合計		失職
（1）勤務成績が良くない場合	知事部局	0	〔0〕	0	〔0〕					0	〔0〕	
	教育委員会	0	〔0〕	0	〔0〕					0	〔0〕	
	警察本部	0	〔0〕	0	〔0〕					0	〔0〕	
	小計	0	〔0〕	0	〔0〕					0	〔0〕	
（2）心身の故障の場合	知事部局	0	〔0〕	0	〔0〕	114	〔41〕			114	〔41〕	
	教育委員会	0	〔0〕	0	〔0〕	66	〔62〕			66	〔62〕	
	警察本部	0	〔0〕	0	〔0〕	44	〔7〕			44	〔7〕	
	小計	0	〔0〕	0	〔0〕	224	〔110〕			224	〔110〕	
（3）職に必要な適格性を欠く場合	知事部局	0	〔0〕	0	〔0〕					0	〔0〕	
	教育委員会	0	〔0〕	0	〔0〕					0	〔0〕	
	警察本部	0	〔0〕	0	〔0〕					0	〔0〕	
	小計	0	〔0〕	0	〔0〕					0	〔0〕	
（4）職制・定数の改廃・予算の減少により廃職・過員を生じた場合	知事部局	0	〔0〕	0	〔0〕					0	〔0〕	
	教育委員会	0	〔0〕	0	〔0〕					0	〔0〕	
	警察本部	0	〔0〕	0	〔0〕					0	〔0〕	
	小計	0	〔0〕	0	〔0〕					0	〔0〕	
（5）刑事事件に関し起訴された場合	知事部局					0	〔0〕			0	〔0〕	
	教育委員会					0	〔0〕			0	〔0〕	
	警察本部					0	〔0〕			0	〔0〕	
	小計					0	〔0〕			0	〔0〕	
（6）条例で定める事由による場合	知事部局					0	〔0〕	0	〔0〕	0	〔0〕	
	教育委員会					0	〔0〕	0	〔0〕	0	〔0〕	
	警察本部					0	〔0〕	0	〔0〕	0	〔0〕	
	小計					0	〔0〕	0	〔0〕	0	〔0〕	
（7）合計（(1)～(6)の計）	知事部局	0	〔0〕	0	〔0〕	114	〔41〕	0	〔0〕	114	〔41〕	
	教育委員会	0	〔0〕	0	〔0〕	66	〔62〕	0	〔0〕	66	〔62〕	
	警察本部	0	〔0〕	0	〔0〕	44	〔7〕	0	〔0〕	44	〔7〕	
	合計	0	〔0〕	0	〔0〕	224	〔110〕	0	〔0〕	224	〔110〕	
（8）地公法第28条第4項により失職した者	知事部局											0
	教育委員会											0
	警察本部											0
	小計											0
（9）地公法第28条第4項に基づく条例により失職しなかった者	知事部局											0
	教育委員会											0
	警察本部											0
	小計											0

（注） 心身の故障による休職で処分期間を更新した場合等、同一の者が複数回の分限処分に付された場合は、その数を重複して計上している。
〔　〕は、実人数を計上している。

（2）懲戒処分者数（令和7年度）　　（単位：人）

処分事由・任命権者 ＼ 処分の種類		戒告	減給	停職	免職	合計
（1）給与・任用に関する不正（諸給与の不正領得等）	知事部局	0	0	0	0	0
	教育委員会	0	0	0	0	0
	警察本部	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0
（2）一般服務違反関係(信用失墜行為・欠勤・勤務態度の不良等）	知事部局	0	0	0	0	0
	教育委員会	1	1	1	2	5
	警察本部	1	1	2	0	4
	小計	2	2	3	2	9
（3）公務外非行関係(金銭・異性関係等の非行等）	知事部局	0	0	0	0	0
	教育委員会	1	0	0	0	1
	警察本部	0	0	0	0	0
	小計	1	0	0	0	1
（4）収賄等関係	知事部局	0	0	0	0	0
	教育委員会	0	0	0	2	2
	警察本部	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	2	2
（5）道路交通法違反	知事部局	0	0	1	0	1
	教育委員会	0	0	1	0	1
	警察本部	0	0	0	0	0
	小計	0	0	2	0	2
（6）監督責任	知事部局	0	0	0	0	0
	教育委員会	1	0	0	0	1
	警察本部	0	0	0	0	0
	小計	1	0	0	0	1
（7）合計（(1)～(6)の計）	知事部局	0	0	1	0	1
	教育委員会	3	1	2	4	10
	警察本部	1	1	2	0	4
	合計	4	2	5	4	15

６ 職員の服務の状況

(1)育児休業、育児のための部分休業及び育児短時間勤務の取得者数（令和7年度）　（単位：人）

区分	性別等			育児休業取得者数	育児短時間勤務取得者数	部分休業取得者数（R7.4月～9月）	令和7年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数	育休取得率
知事部局	男性職員	取得者実数		71	2	1	68	91.2%
		うち新規取得		62	2	1		
		うち再度取得	条例で定める特別の事情による再度の取得	0	0			
			子の出生日以後57日間以内に育児休業を取得後、再び育児休業を取得	9				
	女性職員	取得者実数		42	4	4	42	100.0%
		うち新規取得		42	4	4		
		うち再度取得	条例で定める特別の事情による再度の取得	0	0			
			子の出生日以後57日間以内に育児休業を取得後、再び育児休業を取得	0				
	計	取得者実数		113	6	5	110	94.5%
		うち新規取得		104	6	5		
		うち再度取得	条例で定める特別の事情による再度の取得	0	0			
			子の出生日以後57日間以内に育児休業を取得後、再び育児休業を取得	9				
教育委員会	男性職員	取得者実数		91	3	5	203	43.8%
		うち新規取得		89	3	5		
		うち再度取得	条例で定める特別の事情による再度の取得	0	0			
			子の出生日以後57日間以内に育児休業を取得後、再び育児休業を取得	2				
	女性職員	取得者実数		211	57	74	211	100.0%
		うち新規取得		211	55	74		
		うち再度取得	条例で定める特別の事情による再度の取得	0	2			
			子の出生日以後57日間以内に育児休業を取得後、再び育児休業を取得	0				
	計	取得者実数		302	60	79	414	72.5%
		うち新規取得		300	58	79		
		うち再度取得	条例で定める特別の事情による再度の取得	0	2			
			子の出生日以後57日間以内に育児休業を取得後、再び育児休業を取得	2				
警察本部	男性職員	取得者実数		70	0	0	100	66.0%
		うち新規取得		66	0	0		
		うち再度取得	条例で定める特別の事情による再度の取得	0	0			
			子の出生日以後57日間以内に育児休業を取得後、再び育児休業を取得	4				
	女性職員	取得者実数		13	2	6	15	86.7%
		うち新規取得		13	2	6		
		うち再度取得	条例で定める特別の事情による再度の取得	0	0			
			子の出生日以後57日間以内に育児休業を取得後、再び育児休業を取得	0				
	計	取得者実数		83	2	6	115	68.7%
		うち新規取得		79	2	6		
		うち再度取得	条例で定める特別の事情による再度の取得	0	0			
			子の出生日以後57日間以内に育児休業を取得後、再び育児休業を取得	4				

(2)第１号及び第２号部分休業の申請状況（R7.10月～R8.3月）

区分	性別	第１号部分休業	第２号部分休業	計
知事部局	男性職員	3	0	3
	女性職員	13	0	13
	計	16	0	16
教育委員会	男性職員	6	0	6
	女性職員	82	1	83
	計	88	1	89
警察本部	男性職員	0	0	0
	女性職員	9	0	9
	計	9	0	9

(3)育児短時間勤務の勤務形態 （令和7年度中に新たに育児短時間勤務を取得した職員）（単位：人）

区分	性別等	勤務形態					合計
		1日3時間55分	1日4時間55分	週3日	週2日半	その他	
知事部局	男性職員	0	2	0	0	0	2
	女性職員	1	2	1	0	0	4
	計	1	4	1	0	0	6
教育委員会	男性職員	1	1	1	0	0	3
	女性職員	16	33	5	1	0	55
	計	17	34	6	1	0	58
警察本部	男性職員	0	0	0	0	0	0
	女性職員	0	2	0	0	0	2
	計	0	2	0	0	0	2

(4)修学部分休業の実施状況

（令和7年度）

区分	実施状況	取得者数
知事部局	○	0
教育委員会	○	0
警察本部	○	0

(5)高齢者部分休業の実施状況

（令和7年度）

区分	実施状況	取得者数
知事部局	○	0
教育委員会	○	1
警察本部	○	0

(6)自己啓発等休業の実施状況

（令和7年度）

区分	実施状況	取得者数
知事部局	○	0
教育委員会	○	0
警察本部	○	0

(7)配偶者同行休業の実施状況

（令和7年度）

区分	実施状況	取得者数
知事部局	○	1
教育委員会	○	3
警察本部	○	0

7 職員の退職管理の状況

①再就職情報の届出制度について

平成28年4月1日の地方公務員法の改正に伴い、職員の退職管理に関する条例を制定した。
届出事項を規則に定め、以下の項目について対象職員に再就職情報を届出させる。
対象者は管理職以上に就いていた元職員。
対象期間は離職後2年間。

●届出事項

1 氏名
2 生年月日(年齢)
3 離職時の所属・職名
4 離職日
5 再就職日
6 再就職先の名称
7 再就職先の業務内容
8 再就職先における地位(役職等)

②再就職者による依頼等の規制

地方公務員法第38条の2第6項第6号の規定に基づく再就職者による依頼等承認申請、同条第7項の規定に基づく規制違反依頼等の届出をさせる。

8 職員の研修の状況

（令和7年度）

研修名等		対象者	回数等	日数（日）	修了者数（人）	備考
一般研修	新規採用職員研修	知事部局職員（新規採用職員）	6	12	213	
	2年目職員研修	知事部局職員（職員採用後2年目の職員）	2	5	123	
	新任副主査研修	知事部局職員（新任副主査職員）	1	4	146	
	新任主査研修	知事部局職員（新任係長級職員）	2	3	111	
	課長補佐研修Ⅰ	知事部局職員（新任課長補佐級職員）	1	4	113	
	課長補佐研修Ⅱ	知事部局職員（新任の本庁班長及び地方機関の課長等）	2	6	108	
	新任管理者研修	知事部局職員（新任管理者）	1	4	78	
	新任所属長研修	知事部局職員（新任所属長）	1	2	61	
	県教育委員会事務局等職員研修	教育委員会職員（事務局等新規採用職員）	1	1	53	
	県教育庁等職場研修委員研修	教育委員会職員（職場研修委員）	1	1	19	
	人権教育担当者職員研修	教育委員会職員（人権教育担当職員）	2	2	34	
	県教育庁等職員人権研修	教育委員会職員（事務局等職員）	1	2	524	
	初任科	警察職員（新規採用の警察官（短期課程））	1	179	32	
	初任科	警察職員（新規採用の警察官（長期課程））	1	305	28	
	一般職員初任科	警察職員（新規採用の職員）	1	25	11	
	初任補修科	警察職員（採用時教養警察官（短期課程））	1	60	32	
	初任補修科	警察職員（採用時教養警察官（長期課程））	1	82	20	
	昇任時任用科	警察職員（昇任予定の警察官）	2	24	9	
特別研修	政策形成能力開発研修	知事部局職員（知事部局職員（係長級昇任前の職員等））	2	4	154	
	プレゼンテーション研修		3	6	116	
	住民との対話能力向上研修		3	6	112	
	財務諸表の見方研修		2	4	98	
	統計的思考力養成講座		1	2	35	
	メディア対応研修		1	2	40	
	政策法務研修		1	2	21	
	行政争訟講座		1	2	54	
	民法講座（Ⅰ・Ⅱ）		2	4	91	
	職場研修委員研修	知事部局職員（新たに職場研修委員に任命された者）	2	2	75	
	新規採用職員指導職員研修	知事部局職員（新規採用職員に対する指導職員）	1	1	123	
	債権管理研修	知事部局職員（非強制徴収債権・私債権に係る業務担当者）	1	2	39	
	育児休業者職場復帰サポート研修	知事部局職員（育児休業職場復帰者）	1	1	14	
	部下職員指導支援研修	知事部局職員（特別指導対象職員が所属する課室の所属長、若しくは所属長が指名した者）	2	2	280	
	会計年度任用職員（事務補助職員）研修	知事部局職員（新たに採用された事務補助職員等）	1	1	139	
	臨時的任用職員（新採臨任）研修	知事部局職員（新たに採用された臨時的任用職員）	1	1	10	
	政策形成能力研修（グループ演習形式）	知事部局職員（採用後10年目程度の職員）	1	3	6	
	政策形成能力研修（集中講義形式）	知事部局職員（30歳代の若手を中心とした全職員）	2	3	2	
	団体連携型研修	知事部局職員（受講を希望する職員）	－	－	27	各自治体実施研修に参加
	市町村職員との合同研修	知事部局職員（受講を希望する職員）	2	4	13	
	定年延長等対象職員研修	知事部局職員（受講を希望する職員）	1	1	99	
	アドまちック研修	知事部局職員（実施年度時点で20歳代の職員、または入庁5年以内の職員で受講を希望する者）	3	5	19	
	人権研修	警察職員（警部以下の警察官及び職員）	1	1	65	
セミナー	県職員人権・同和特別研修指導責任者研修会	知事部局職員（職場研修委員、振興局人権担当職員等）	1	1	551	
	レベルアップセミナー（障害者雇用に関する管理者研修）	知事部局職員（所属長の職にある職員）	1	1	174	
	レベルアップセミナー（心理的安全性）	知事部局職員（受講を希望する職員）	1	1	80	
	レベルアップセミナー（サービスデザイン、業務改善）		2	2	140	
	レベルアップセミナー（パソコンde時短セミナー）		1	1	162	
	レベルアップセミナー（県政情報セミナー）		1	1	316	
	地方自治セミナー		1	1	134	
基本研修	初任者研修	教育委員会職員（新規採用教員）	1	14	183	
	初任者研修（2年次研修）（R6年度継続）	教育委員会職員（新規採用R6年度継続者）	1	2	208	
	初任者研修（3年次研修）（R5年度継続）	教育委員会職員（新規採用R5年度継続者）	1	2	220	
	6年次研修	教育委員会職員（6年次教員）	1	2	224	
	中堅教諭等資質向上研修	教育委員会職員（10年経験者教員）	1	6	272	
	中堅教諭等資質向上研修（R6年度継続）	教育委員会職員（10年経験者教員R6年度継続者）	1	2	215	
	新規採用養護教諭研修	教育委員会職員（新規採用養護教諭）	1	8	11	
	新規採用栄養教諭研修	教育委員会職員（新規採用栄養教諭）	1	8	2	
	新規採用学校事務職員研修	教育委員会職員（新規採用学校事務職員）	1	4	8	
	新任校長研修	教育委員会職員（管理職・新任校長）	1	2	60	
	新任教頭研修	教育委員会職員（管理職・新任教頭）	1	3	62	
	新任主幹教諭研修	教育委員会職員（新任主幹教諭）	1	2	7	
	新任教務主任研修	教育委員会職員（初めて教務主任になった教員）	1	2	86	
	特別支援学級担当教員研修	教育委員会職員（初めて特別支援学級を担当する教員）	1	2	137	
	通級指導教室担当教員研修	教育委員会職員（通級指導教室担当教員）	1	1	91	
	小学校国語科教育研修講座	教育委員会職員（教員）	1	1	75	
	中学校・高等学校国語科教育研修講座		1	1	23	

専門研修	社会科・地理歴史科・公民科教育研修講座	教育委員会職員（教員）	1	1	14	
	小学校算数科教育実践研修講座－単元内自由進度学習－		1	3	11	
	中学校・高等学校数学科教育研修講座		1	1	19	
	やさしい理科実験研修講座		1	1	22	
	理科教育研修講座		1	1	21	
	四季の星座研修講座		1	1	16	
	小学校外国語活動・外国語科教育研修講座		1	1	12	
	英語科教育研修講座		1	1	18	
	ALTとの効果的なTTのための英語科研修講座		1	1	7	
	道徳教育研修講座		1	1	111	
	特別支援教育スキルアップ研修講座		1	1	27	
	通常の学級で進める特別支援教育研修講座		1	1	72	
	教育相談研修講座A		1	1	40	
	教育相談研修講座B		1	1	31	
	効果的なICTの授業活用研修講座A		1	1	20	
	効果的なICTの授業活用研修講座B		1	1	18	
	生徒指導研修講座		1	1	59	
	複式教育研修講座		1	1	9	
	スクール・コンプライアンス研修講座		1	1	54	
	「特別の教科　道徳」における授業づくり研修講座【オンデマンド研修】		1	1	25	
	基礎から学ぶ学級集団づくり研修講座【オンデマンド研修】		1	1	49	
	統計を活用した授業づくり研修講座【オンデマンド研修】		1	1	5	
	新学習指導要領が目指す統計・データ活用力研修講座【オンデマンド研修】		1	1	3	
	どの教科にも活用することのできる統計的な見方・考え方研修講座【オンデマンド研修】		1	1	14	
	学校で生かす認知行動療法研修講座【オンデマンド研修】		1	1	100	
	教師の成長を促すリフレクション研修講座【オンデマンド研修】		1	1	46	
	スクール・コンプライアンス研修講座【オンデマンド研修】		1	1	16	
	学校で求められる児童生徒及び保護者との適切な関係づくり研修講座【オンデマンド研修】		1	1	71	
	学校で求められるストレスマネジメント研修講座【オンデマンド研修】		1	1	40	
	学校図書館の効果的な活用を目指す司書教諭・学校司書等研修講座	教育委員会職員（司書教諭・学校司書、	1	1	22	
	校務員研修	教育委員会職員（校務員）	1	1	13	
	部門別任用科	警察職員（警部補以下の警察官）	4	60	64	
	警務部門専科		4	20	52	
	生活安全部門専科		4	20	55	
	刑事部門専科		8	51	114	
	交通部門専科		3	42	19	
	警備部門専科		3	15	40	
研究開発	研究推進・調査研究事業に係る研修	教育委員会職員（教員）	6		316	随時要請に応じて
教育相談	教育相談主事等派遣事業に係る研修等	教育委員会職員（教員）	40	42	213	随時要請に応じて
長期研修	長期教員研修	教育委員会職員（教員）	1		5	
	教員の長期社会体験研修		1		5	
合　計					8,656	

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 公務災害・通勤災害の認定件数

（令和7年度）

区分		件数	区分		件数	区分		件数
公務災害		125	通勤災害		13	合計		138
内訳	知事部局	18	内訳	知事部局	6	内訳	知事部局	24
	教育委員会	66		教育委員会	5		教育委員会	71
	警察本部	41		警察本部	2		警察本部	43

(2) 健康診断実施状況

（令和7年度）

健康診断名	受診対象者	受診者数		
		知事部局	教育委員会	警察本部
定期健康診断	全職員	3,057	2,878	2,652
雇入時健康診断	新規採用職員	256	256	74
人間ドック	35歳以上の希望する職員	933	1,502	0
電離放射線業務健康診断	放射線業務に従事する職員	11	0	87
農薬業務健康診断	有機リン系農薬取扱業務に従事する職員	31	0	0
有機溶剤等業務健康診断	有機溶剤等取扱業務に従事する職員	52	0	29
振動業務健康診断	振動工具取扱業務に従事する職員	77	0	0
家畜疾病等取扱業務健康診断	動物の負傷・疾病等取扱業務に従事する職員	74	0	0
情報機器作業健康診断	情報機器作業に従事する職員の内希望者	131	0	0
B型肝炎健康診断	血液取扱業務に従事する職員の内希望者	13	0	0
乗船業務健康診断	乗船業務に従事する職員	11	0	0
深夜業務従事者健康診断	深夜業務に従事する職員	117	0	829
ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ取扱業務健康診断	ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ取扱業務に従事する職員	12	0	0
海外派遣労働者健康診断	6か月以上海外へ派遣される職員及び6か月以上海外へ派遣され帰国した職員	1	0	0
結核健診	医療関係者で結核患者と直接接触する機会のある職員	9	0	0
特定化学物質等取扱業務健康診断	特定化学物質取扱業務に従事する職員	31	0	29
酸取扱業務従事者歯科健康診断	酸取扱業務に従事する職員	24	0	0
高気圧業務従事者健康診断	異常気圧下における業務を行う職員	10	0	63
乳がん・子宮頸がん健康診断	20歳以上(子宮頸がん)及び40歳以上(乳がん)の希望した職員	633	0	51
便培養検査（上記健診検査項目）	県立学校の寄宿舎調理員・学校給食調理員・栄養教諭等	0	106	0
肝炎検査（上記検診検査項目）	養護教諭及び県立特別支援学校教職員	0	930	0
腰痛検査	県立特別支援学校教職員（職務上、児童生徒の介助等に従事する者のうち希望者）	0	25	0
鉛業務従事者健康診断	鉛業務従事者	0	0	24
VDT作業健康診断	VDT作業に従事する職員の内希望者	0	0	61

(3) （一財）和歌山県職員互助会・（一財）和歌山県教育互助会・（一財）和歌山県警察共助会の状況

（令和7年度）

	（一財）和歌山県職員互助会	（一財）和歌山県教育互助会	（一財）和歌山県警察共助会
会員数	5,689人	10,713人	2,563人
掛金	179,357千円	455,734千円	69,888千円
掛金率	（給料月額）×8.0/1000	（給料月額）×10.6/1000	（給料＋扶養手当）×6.3/1,000
補助金	0 千円	0 千円	0 千円

（注）1 この様式に定める「知事部局」は、議会事務局・人事委員会事務局・監査委員事務局・和歌山海区漁業調整委員会を含みます。
2 各互助会に対する補助金については、平成18年度から廃止しました。

10 その他知事が必要と認める事項

定年退職者の再就職者数　（令和7年度）　（単位：人）

区分 職種	令和6年度退職者数 a	合計 b	a のうち再就職者数											再就職しない者 n	不明である者 o
			県に再就職した者					県以外に再就職した者							
			再任用職員（常時勤務） c	再任用職員（短時間勤務） d	非常勤職員 e	臨時職員 f	その他 g	他の地方公共団体 h	うち再任用職員 i	外郭団体 j	非営利団体（外郭団体除く） k	営利企業（外郭団体除く） l	自営業 m		
一般行政職	54	48	41	4	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	6
税務職	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
研究職	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
医療職	5	4	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
技能労務職	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育職	117	88	76	3	0	6	3	0	0	0	0	0	0	0	29
警察職	8	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
合計	190	147	124	7	3	6	3	0	0	0	3	1	0	0	43

Ⅱ　人事委員会の業務状況

1　職員の競争試験及び選考の状況

(1)　採用試験の状況（令和7年度）

ア　競争試験

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
○（大学卒業程度）Ⅰ種（早期枠）					
一般行政（早期）	404	381	162	90	4.2
土木（早期）	14	13	13	8	1.6
農業工学（早期）	2	1	1	1	1.0
電気（早期）	4	4	4	1	4.0
機械（早期）	3	3	3	1	3.0
林学（早期）	7	7	7	7	1.0
計	434	409	190	108	3.8
○（大学卒業程度）Ⅰ種					
一般行政	222	112	97	50	2.2
学校事務	20	19	14	5	3.8
警察事務	14	11	8	6	1.8
情報A	9	5	5	2	2.5
情報B	2	2	2	1	2.0
土木	10	5	3	3	1.7
農業工学	2	1	1	0	－
建築	5	4	4	4	1.0
化学	4	3	3	2	1.5
農学	17	16	14	14	1.1
林学	7	3	2	1	3.0
水産	7	5	5	3	1.7
法医鑑識	8	6	6	1	6.0
計	327	192	164	92	2.1
○（大学卒業程度）Ⅰ種追加募集					
土木（追加）	3	0	－	－	－
農業工学（追加）	2	2	2	2	1.0
電気（追加）	2	2	2	1	2.0
化学（追加）	3	2	2	1	2.0
林学（追加）	5	3	3	2	1.5
計	15	9	9	6	1.5
Ⅰ種 合計	776	610	363	206	3.0
○社会人枠					
一般行政	173	147	41	10	14.7
土木A	6	5	5	5	1.0
土木B	1	1	1	1	1.0
農業工学	2	2	1	0	－
林学	0	－	－	－	－
計	182	155	48	16	9.7
○（短大卒業程度）Ⅱ種					
土木	0	－	－	－	－
農業土木	0	－	－	－	－
計	0	－	－	－	－
○（高校卒業程度）Ⅲ種					
一般事務	32	27	21	10	2.7
学校事務	44	42	31	15	2.8
警察事務	18	16	14	5	3.2
土木	2	2	1	1	2.0
農業土木	1	1	1	1	1.0
農業	6	6	6	2	3.0
林業	0	－	－	－	－
計	103	94	74	34	2.8
○第1回警察官A					
警察官A男性一般	66	57	53	30	1.9
警察官A女性一般	23	18	18	10	1.8
計	89	75	71	40	1.9
○第2回警察官A					
警察官A男性一般	40	28	25	10	2.8
警察官A女性一般	14	7	7	2	3.5
計	54	35	32	12	2.9
○警察官B					
警察官B男性	149	109	104	37	2.9
警察官B女性	37	31	28	12	2.6
計	186	140	132	49	2.9
○第1回育休任期付職員					
一般事務・和歌山A	15	13	13	11	1.2
一般事務・和歌山B	3	1	1	1	1.0
一般事務・紀北	1	0	－	－	－
一般事務・紀中	0	－	－	－	－
土木	0	－	－	－	－
農業	1	1	1	1	1.0
計	20	15	15	13	1.2
○第1回任期付短時間勤務職員					
一般事務・和歌山A	2	2	2	0	－
一般事務・和歌山B	0	－	－	－	－
一般事務・西牟婁	1	1	1	1	1.0
計	3	3	3	1	3.0
○第2回育休任期付職員					
一般事務・和歌山	22	18	17	10	1.8
一般事務・紀中	4	3	3	2	1.5
一般事務・東牟婁	1	1	1	0	－
学校事務	1	0	－	－	－
土木	2	2	2	1	2.0
農業	1	1	1	1	1.0
計	31	25	24	14	1.8
○第2回任期付短時間勤務職員					
一般事務・和歌山	1	1	1	0	－
一般事務・紀中	0	－	－	－	－
計	1	1	1	0	－
合計	1,445	1,153	763	385	3.0

イ 選考

（ア） 公募

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
社会福祉士（早期）	29	29	22	15	1.9
社会福祉士	19	9	7	6	1.5
心理職員	6	6	3	2	3.0
精神保健福祉士	3	3	3	3	1.0
薬剤師	4	3	3	3	1.0
保健師	5	5	5	4	1.3
船舶職員	4	3	3	3	1.0
サイバー犯罪捜査官	0	－	－	－	－
作業療法士	5	5	5	2	2.5
司書	15	12	4	1	12.0
道路管理技術員	4	4	4	2	2.0
動物保護指導員	13	9	6	2	4.5
農林技術専門員	8	6	4	1	6.0
工業技術センター研究員	6	6	2	2	3.0
専任教員	4	4	4	2	2.0
障害者（一般事務）	17	15	6	2	7.5
障害者（学校事務）	5	4	3	1	4.0
障害者（警察事務）	3	3	2	1	3.0
文化財専門員(埋蔵文化財担当)	3	3	3	1	3.0
学芸員（近代美術館）	3	3	2	1	3.0
学芸員（県立博物館）	4	4	2	1	4.0
看護師	13	13		4	3.3
獣医師	9	9		9	1.0
社会福祉士（追加）	1	0	－	－	－
心理職員（追加）	2	2	2	1	2.0
保健師（追加）	8	5	4	2	2.5
動物保護指導員（追加）	4	4	3	1	4.0
保健師・和歌山（第1回任期付）	2	1	1	1	1.0
保健師・紀中（第1回任期付）	0	－	－	－	－
看護師（第1回任期付）	1	1	1	1	1.0
心理職員（第2回任期付）	0	－	－	－	－
保健師・和歌山（第2回任期付）	1	1	1	1	1.0
保健師・紀北（第2回任期付）	1	1	1	1	1.0
看護師（第2回任期付）	2	2	2	2	1.0
獣医師（第2回任期付）	0	－	－	－	－
事務補助 和歌山・海南	141	121		64	1.9
事務補助・那賀	19	15		6	2.5
事務補助・伊都	8	7		6	1.2
事務補助・有田	4	4		2	2.0
事務補助・日高	5	4		1	4.0
事務補助・西牟婁	29	25		11	2.3
事務補助・東牟婁	18	16		7	2.3
事務補助・本宮	4	3		2	1.5
事務補助・教育委員会	18	13		4	3.3
事務補助・図書館	42	32		4	8.0
事務補助・警察和歌山	15	10		5	2.0
事務補助・警察田辺	9	7		1	7.0
事務補助（障害者）和歌山	14	13		8	1.6
事務補助（障害者）伊都	6	4		1	4.0
事務補助（障害者）有田	2	2		1	2.0
事務補助（障害者）日高	3	3		1	3.0
事務補助（障害者）西牟婁	4	4		1	4.0
合計	545	458	108	203	2.3

（イ）公募以外（人事交流等）

職 任命権者	部長又は相当職	次長又は相当職	課長又は相当職	課長補佐又は相当職	主査又は相当職	副主査、主事、技師又は相当職	警視正	警視	警部	警部補	巡査部長	巡査長	巡査	計
知　　事	1	1	5	3	18	31								59
教育委員会				10	5	3								18
警察本部長						1		4	7	3	6	1		22
合　　計	1	1	5	13	23	35	0	4	7	3	6	1	0	99

(2) 昇任の状況(令和7年度)

ア 競争試験

警察官(警部・警部補・巡査部長)昇任試験

(一般)

種　別	受験者数	最終合格者数	競争倍率
警　部	239	13	18.4
警　部　補	360	25	14.4
巡　査　部　長	627	39	16.1

(専門)

種　別	受験者数	最終合格者数	競争倍率
警　部　補	12	2	6.0

イ 選考

警察官(警視・警部・警部補・巡査部長)昇任選考

職	昇任者数
警　視	3
警　部	7
警　部　補	2
巡　査　部　長	3
計	15

２　給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

(1)　令和７年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

＜令和７年の報告及び勧告のポイント＞

○　民間給与との較差を解消するため、給料月額を平均 2.44%引上げ
○　ボーナスを 0.05 月分引き上げ、期末手当及び勤勉手当にそれぞれ 0.025 月分配分
○　通勤手当など諸手当の改定

ア　公民給与の比較方法の見直し

行政課題の複雑化・多様化や今日の厳しい人材獲得競争を踏まえると、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな企業と比較することが適当であることから、人事院や他の都道府県と同様に、比較対象企業規模を 50 人以上から 100 人以上に引上げ

イ　民間給与と職員給与との比較

(ｱ)　月例給

職員（行政職給料表適用職員）と民間従業員について、役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の本年４月分の給与を比較（ラスパイレス比較）

本年４月の民間給与（Ａ）	本年４月の職員給与（Ｂ）	較差（Ａ－Ｂ）
387,096 円	377,853 円	9,243 円(2.45%)

(ｲ)　特別給（ボーナス）

昨年８月から本年７月までの１年間に民間事業所で支払われた特別給（ボーナス）の支給割合と、職員の期末手当・勤勉手当の年間支給割合を比較

民間の年間支給割合（Ａ）	職員の年間支給割合（Ｂ）	差（Ａ－Ｂ）
4.65 月分	4.60 月分	0.05 月分

ウ　給与に関する勧告

(ｱ)　月例給の改定

ａ　給料表の改定

(a)　行政職給料表

国家公務員の行政職俸給表（一）に準じて若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る給料表の給料月額を引上げ

(b)　行政職給料表以外の給料表

行政職給料表との均衡を基本に引上げ

ｂ　水準の調整

医療職給料表(1)を除く給料表の各号給の額に一定の率（100 分の 99.38）を乗じて調整

ｃ　実施時期

令和７年４月１日

改定及び調整を行った場合の職員の平均給与（行政職給料表）

改定前	改定額	改定後
377,853 円	9,220 円*(2.44%)	387,073 円

＊　給料表の改定及び水準の調整に伴う手当額の増額分を含む。

参考（行政職給料表）
職員数　3,762 人
平均年齢　41.5 歳
平均勤続年数　16.9 年

(ｲ)　特別給（ボーナス）の改定

ａ　改定の内容

民間の特別給の支給割合に見合うよう期末手当及び勤勉手当の支給割合をともに 0.025 月分引上げ（4.60 月分→4.65 月分）

支給割合（一般の職員の場合）

特別給		６月期	12 月期	計
令和 ７年度	期末手当 勤勉手当	1.25 月（支給済み） 1.05 月（支給済み）	1.275 月(現行 1.25 月) 1.075 月(現行 1.05 月)	2.525 月（現行 2.5 月） 2.125 月（現行 2.1 月）
	計	2.3 月（支給済み）	2.35 月(現行 2.3 月)	4.65 月（現行 4.6 月）
令和 ８年度 以降	期末手当 勤勉手当	1.2625 月 1.0625 月	1.2625 月 1.0625 月	2.525 月 2.125 月
	計	2.325 月	2.325 月	4.65 月

ｂ　実施時期

勧告を実施するための条例の公布日

(ｳ)　諸手当の改定

ａ　初任給調整手当の改定

医師等の初任給調整手当を引上げ

ｂ　通勤手当の見直し

自動車等使用者に対する額の引上げ及び駐車場等利用に対する通勤手当の新設

ｃ　宿日直手当の改定

支給額の限度を引上げ

ｄ　教職調整額の改定

教育職員に支給される教職調整額を段階的に引上げ

ｅ　実施時期

令和７年４月１日

ただし、ｄは令和８年１月１日、ｂの一部については、令和８年４月１日

エ　公務運営の改善

(ｱ)　人材の確保及び育成

・　職員採用Ｉ種試験受験者数について、早期募集枠、社会人枠試験では、多くの申込者があったものの、通常枠試験については減少傾向。「選ばれる職場」となるため、和歌山県職員の仕事の魅力ややりがいについて、キャリア形成やキャリアパスを含めて、より積極的に情報発信の強化を図るとともに国や他の都道府県の動向に注視し効果的な採用プロセスについて検討

・　採用後の人材育成には、管理職が職員のキャリア形成を支援する取組を定着させるとともに、若手職員の早期退職を防止するため、明確なキャリアパスの提示や働き方改革に取り組むことが必要

(ｲ)　多様な職員の活躍推進

ａ　女性職員の活躍

・　管理職の女性割合は昨年度とほぼ横ばい。家庭と仕事を両立できる職場環境の整備等働き方改革への取組をより一層推進することが必要

ｂ　障害者の雇用

・　今後も、計画的な採用を推進するとともに、採用後の定着に向け、取組を推進することが必要

ｃ　高齢層職員の活躍

・　意欲をもって働くことができる対応を考えることが必要

(ｳ)　能力・実績に基づく人事管理の推進

・　人事評価を活用した人材育成に資するよう、管理職の評価・育成能力の向上に努めることが必要

(ｴ)　勤務環境の整備

ａ　長時間労働の是正等

(a)　超過勤務の縮減

・　令和６年度の職員１人１月当たりの平均超過勤務時間数は、令和５年度に比べて知事部局と警察本部は減少、教育委員会は増加

・　超過勤務の偏りを解消し、縮減するために業務の平準化の取組を継続することが必要

・　行政事務用パソコンの実稼働状況などの客観的な記録を基礎とした勤務時間管理を導入する

ことが必要

(b) 教育職員の働き方改革の推進

・ 教育委員会は、「教職員等の働き方改革推進プラン」の目標達成のため、引き続き対策を講じ、具体的な成果を出すことが必要

(c) 年次有給休暇の取得促進等

・ 特定事業主行動計画の目標達成のため、引き続き、計画的・連続的取得の促進に取り組むことが必要

b 柔軟な働き方の推進

・ フレックスタイム制やテレワーク等を活用し、職員一人ひとりの環境に即した柔軟な働き方が可能となるよう、より一層取組を進めていくことが必要

c 仕事と家庭の両立支援の推進

・ 男性職員の育児休業取得率は年々上昇。「こども未来戦略方針」における目標達成に向け、より一層の取組が必要

d 心の健康づくりの推進

・ ストレスチェックを始め心の疾病の未然防止、早期発見・対処、円滑な職場復帰への支援、再発防止など計画的・継続的な対策の充実に一層努めることが必要

e ハラスメントの防止対策

・ 国の取組等を参考として、ハラスメント防止に関する指針に基づき、実効性のある取組を従来以上に推進していくことが必要

(オ) 会計年度任用職員

・ 国の非常勤職員との権衡や常勤職員との均衡を考慮し、国や他の都道府県の動向も踏まえながら、引き続き、適切に運用していくことが必要

(カ) 服務規律の確保

・ より実効性の高い再発防止策を模索・徹底するとともに、あらゆる機会を捉えて職員の倫理観・使命感の涵養に努めることが必要

(2)　報告資料

ア　職員の給与　（令和7年4月1日現在）

（ア）　職員の給料表別、任命権者別職員数

区分 / 給料表		職員数			知事	県議会議長	代表監査委員	教育委員会			人事委員会	警察本部長
			令和6年4月	増減				本庁等	県立学校	市町村立小・中学校		
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
全		14,009	14,094	△ 85	3,488	27	12	284	2,487	5,216	11	2,484
一般職員	行政職	3,762	3,719	43	3,004	27	12	239	171	－	11	298
	研究職	222	222	－	175	－	－	25	－	－	－	22
	医療職(1)	24	27	△ 3	24	－	－	－	－	－	－	－
	医療職(2)	89	90	△ 1	88	－	－	－	1	－	－	－
	医療職(3)	197	201	△ 4	197	－	－	－	－	－	－	－
	学校栄養職員	13	16	△ 3	－	－	－	－	－	13	－	－
	学校事務職員	264	275	△ 11	－	－	－	－	－	264	－	－
	計	4,571	4,550	21	3,488	27	12	264	172	277	11	320
教育職員	高等学校等教育職員	2,264	2,307	△ 43	－	－	－	－	2,264	－	－	－
	県立中学校教育職員	51	53	△ 2	－	－	－	－	51	－	－	－
	市町村立小・中学校等教育職員	4,959	5,018	△ 59	－	－	－	20	－	4,939	－	－
	計	7,274	7,378	△ 104	－	－	－	20	2,315	4,939	－	－
警察官		2,164	2,166	△ 2	－	－	－	－	－	－	－	2,164

（注）　任期付職員、任期付研究員、再任用職員及び60歳に達した日後最初の４月１日以後、給料月額の７割措置が適用されている職員については、本表には含まれていない。
（以下、（エ）までについて同じ。）

（イ） 職員の給料表別人員、平均年齢、平均勤続年数

区分 / 給料表		適用人員	平均年齢	平均勤続年数
		人	歳	年
全		14,009	40.4	15.9
一般職員	行政職	3,762	41.5	16.9
	研究職	222	43.2	16.6
	医療職(1)	24	39.7	6.9
	医療職(2)	89	42.7	15.8
	医療職(3)	197	41.4	12.9
	学校栄養職員	13	43.5	19.4
	学校事務職員	264	39.3	19.4
	計	4,571	41.5	16.8
教育職員	高等学校等教育職員	2,264	42.8	17.5
	県立中学校教育職員	51	39.4	14.2
	市町村立小・中学校等教育職員	4,959	38.9	13.8
	計	7,274	40.1	15.0
警察官		2,164	39.3	16.9

令和6年4月　全	14,094	40.5	16.0

（ウ） 職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比

区分 / 給料表		計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
			大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
		%	%	%	%	%	%	%
全		100.0	82.7	5.4	11.8	0.0	59.4	40.6
一般職員	行政職	100.0	79.4	6.5	13.9	0.2	69.8	30.2
	研究職	100.0	95.5	3.2	1.4	－	73.4	26.6
	医療職(1)	100.0	100.0	－	－	－	66.7	33.3
	医療職(2)	100.0	84.3	15.7	－	－	55.1	44.9
	医療職(3)	100.0	46.2	47.2	6.6	－	37.1	62.9
	学校栄養職員	100.0	61.5	38.5	－	－	－	100.0
	学校事務職員	100.0	0.4	31.1	68.6	－	41.7	58.3
	計	100.0	74.3	9.8	15.8	0.1	66.4	33.6
教育職員	高等学校等教育職員	100.0	97.6	2.3	0.2	－	52.4	47.6
	県立中学校教育職員	100.0	98.0	2.0	－	－	56.9	43.1
	市町村立小・中学校等教育職員	100.0	95.0	5.0	0.0	－	43.6	56.4
	計	100.0	95.8	4.1	0.1	－	46.4	53.6
警察官		100.0	56.5	0.6	42.9	0.0	88.2	11.8

令和6年4月　全	100.0	82.3	5.8	11.9	0.0	59.8	40.2

（注） 1 数値の表示単位未満は四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合もある。
2 表中0.0%となっている箇所は、該当者が僅少であり、表示単位未満を四捨五入した結果、ゼロ表示となったものである。

（エ） 職員の給料表別平均給与月額

区分 / 給料表		給料	扶養手当	地域手当	小計	住居手当・管理職手当等	合計
		円	円	円	円	円	円
全		357,252	9,514	15,854	382,620	12,882	395,502
一般職員	行政職	336,094	9,311	17,197	362,602	15,251	377,853
	研究職	362,672	9,671	16,017	388,360	17,596	405,956
	医療職(1)	436,458	9,333	76,075	521,866	370,004	891,870
	医療職(2)	339,460	9,500	13,104	362,064	9,736	371,800
	医療職(3)	339,484	10,322	11,343	361,149	6,764	367,913
	学校栄養職員	326,431	3,538	12,651	342,620	6,100	348,720
	学校事務職員	313,867	5,320	11,310	330,497	7,915	338,412
	計	336,813	9,129	16,764	362,706	16,305	379,011
教育職員	高等学校等教育職員	391,910	9,420	16,552	417,882	9,250	427,132
	県立中学校教育職員	372,540	9,363	16,332	398,235	10,519	408,754
	市町村立小・中学校等教育職員	365,269	7,542	14,158	386,969	13,188	400,157
	計	373,611	8,139	14,919	396,669	11,943	408,612
警察官		345,433	14,946	17,072	377,451	8,814	386,265

令和6年4月	全	346,368	9,278	13,017	368,663	12,963	381,626
	行政職	327,805	9,538	15,907	353,250	15,371	368,621

（注） 給料には、「給料の調整額」及び「教職調整額等」を含む。

イ　民間の給与

⑺ 職種別民間給与実態調査の概要

令和７年の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

ａ　調査の目的と時期

この調査は、本県の職員の給与を検討するため、令和７年４月現在における民間給与の実態を調査したものである。

ｂ　調査機関

和歌山県人事委員会、人事院等

ｃ　調査の範囲

(a)　調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 272 事業所

(b)　調査対象職種

76 職種（うち行政職相当職種 22 職種　その他の職種 54 職種）

ｄ　調査対象の抽出

(a)　標本事業所の抽出

ｃ(a)に記載した事業所を、組織、規模、産業により 17 層に分類し、これらから 115 事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査完了事業所は、「(イ)産業別、規模別調査事業所数」のとおりである。

(b)　従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

ｅ　集　計

(a)　調査実人員

初任給関係 282 人（行政職に相当する調査実人員 243 人）、初任給関係以外の調査職種 4,947 人（行政職に相当する調査実人員 4,316 人）である。

（調査職種該当者（母集団）の推定数は 18,526 人であり、行政職に相当するものは 12,558 人である。）

(b)　総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

（イ）　産業別、規模別調査事業所数

規模 / 産業	規模計	事業所規模					企業規模		
		500人以上	300人以上500人未満	200人以上300人未満	100人以上200人未満	50人以上100人未満	500人以上	100人以上500人未満	50人以上100人未満
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産業計	95	5	4	6	31	49	28	46	21
農業，林業、漁業、鉱業，採石業，砂利採取業、建設業	7	－	1	－	3	3	1	3	3
製造業	47	4	2	1	17	23	7	30	10
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業，郵便業	16	－	1	2	2	11	7	4	5
卸売業，小売業	3	1	－	－	1	1	1	2	－
金融業，保険業、不動産業，物品賃貸業	3	－	－	－	2	1	2	1	－
教育，学習支援業、医療，福祉、サービス業	19	－	－	3	6	10	10	6	3

（注）１　上記のほか、調査不能の事業所が20所あった。
２　調査対象事業所115所に占める調査完了事業所95所の割合（調査完了率）は、82.6%である。
３　「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究，専門・技術サービス業」、「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

（ウ）　職種別、学歴別、企業規模別初任給

（単位：円）

職　　種	学　歴	企業規模計（100人以上）	500人以上	100人以上500人未満	【参考】50人以上100人未満
新卒事務員・技術者計	大学卒	264,882	275,190	210,758	※　202,865
	短大卒	221,067	228,732	202,522	X
	高校卒	193,506	※　195,257	189,123	※　176,399

（注）１　金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

２　大学卒の中には、大学院修士・博士課程修了者を含む。

３　「X」は、調査事業所が1事業所の場合である。

４　「※」は、調査事業所が5事業所以下であることを示す。

（エ） 職種別、学歴別給与額等 （企業規模計（100人以上））

職種名		調査実人員	平均年齢	令和７年４月分平均支給額			備考
				きまって支給する給与（A）	うち時間外手当（B）	（A）－（B）	
		人	歳	円	円	円	
事務・技術関係職種	支店長	8	51.4	718,080	138	717,942	構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）
	大学卒	5	51.1	642,821	0	642,821	
	短大卒	1	x	x	x	x	
	高校卒	2	57.0	854,892	632	854,260	
	中学卒	－	－	－	－	－	
	工場長	5	54.1	834,522	17,761	816,761	構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）
	大学卒	4	56.7	962,538	23,907	938,631	
	短大卒	－	－	－	－	－	
	高校卒	1	x	x	x	x	
	中学卒	－	－	－	－	－	
	事務部長	104	53.6	623,326	317	623,009	・２課以上又は構成員20人以上の部の長 ・職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職（取締役兼任者を除く。）
	大学卒	74	53.3	630,126	440	629,686	
	短大卒	6	55.2	568,026	0	568,026	
	高校卒	23	54.2	617,695	35	617,660	
	中学卒	1	x	x	x	x	
	技術部長	93	53.9	688,613	1,639	686,974	同上
	大学卒	64	53.7	716,485	2,281	714,204	
	短大卒	9	55.3	646,134	636	645,498	
	高校卒	20	53.9	627,593	245	627,348	
	中学卒	－	－	－	－	－	
	事務部次長	43	54.5	557,036	142	556,894	・前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 ・中間職（部長－課長間）
	大学卒	25	53.6	586,878	24	586,854	
	短大卒	6	52.9	507,539	931	506,608	
	高校卒	12	57.0	522,657	0	522,657	
	中学卒	－	－	－	－	－	
	技術部次長	36	51.9	547,854	200	547,654	同上
	大学卒	23	52.0	587,220	261	586,959	
	短大卒	2	56.4	545,781	0	545,781	
	高校卒	11	51.0	476,681	124	476,557	
	中学卒	－	－	－	－	－	
	事務課長	205	50.2	526,212	5,541	520,671	・２係以上又は構成員10人以上の課の長 ・職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大学卒	138	49.0	538,587	4,026	534,561	
	短大卒	20	53.4	477,486	7,253	470,233	
	高校卒	47	52.3	512,944	9,046	503,898	
	中学卒	－	－	－	－	－	
	技術課長	238	50.2	617,381	12,182	605,199	同上
	大学卒	143	49.4	631,537	4,399	627,138	
	短大卒	37	50.1	588,384	24,470	563,914	
	高校卒	58	52.3	603,130	22,151	580,979	
	中学卒	－	－	－	－	－	

（注） １ 調査実人員が1人の場合は、個人情報保護の観点から、平均年齢及び令和7年4月分平均支給額をXとしている。

２「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。

職種名		調査実人員	平均年齢	令和７年４月分平均支給額			備考
				きまって支給する給与（A）	うち時間外手当（B）	（A）－（B）	
		人	歳	円	円	円	
事務・技術関係職種	事務課長代理	102	47.7	471,719	21,284	450,435	・前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・課長に直属し部下４人以上を有する者 ・職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 ・中間職（課長－係長間）
	大学卒	71	46.9	474,582	18,410	456,172	
	短大卒	12	48.1	414,505	31,988	382,517	
	高校卒	19	50.6	496,553	25,224	471,329	
	中学卒	－	－	－	－	－	
	技術課長代理	87	48.4	601,596	50,609	550,987	同上
	大学卒	46	45.8	577,944	49,769	528,175	
	短大卒	14	50.8	565,261	72,577	492,684	
	高校卒	27	51.6	655,476	41,981	613,495	
	中学卒	－	－	－	－	－	
	事務係長	224	46.3	489,160	55,899	433,261	係の長及び係長級専門職
	大学卒	109	44.6	499,652	61,137	438,515	
	短大卒	22	49.6	386,273	41,574	344,699	
	高校卒	93	47.4	501,427	53,295	448,132	
	中学卒	－	－	－	－	－	
	技術係長	257	48.1	589,021	56,426	532,595	同上
	大学卒	121	44.5	591,291	45,856	545,435	
	短大卒	29	48.2	550,392	62,377	488,015	
	高校卒	106	53.2	593,992	69,298	524,694	
	中学卒	1	x	x	x	x	
	事務主任	285	44.2	386,949	38,313	348,636	・係長等のいる事業所における主任 ・係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・中間職（係長－係員間）
	大学卒	104	41.2	373,207	34,301	338,906	
	短大卒	34	43.7	400,814	45,382	355,432	
	高校卒	147	46.4	394,147	39,770	354,377	
	中学卒	－	－	－	－	－	
	技術主任	306	46.3	541,862	86,528	455,334	同上
	大学卒	80	39.8	484,764	87,870	396,894	
	短大卒	57	45.2	540,030	98,208	441,822	
	高校卒	168	49.2	565,771	81,991	483,780	
	中学卒	1	x	x	x	x	
	事務係員	988	37.4	330,049	35,101	294,948	
	大学卒	524	34.8	339,028	38,346	300,682	
	短大卒	148	40.1	309,568	27,436	282,132	
	高校卒	316	40.9	322,909	32,640	290,269	
	中学卒	－	－	－	－	－	
	技術係員	849	38.7	417,531	66,736	350,795	
	大学卒	325	40.1	435,264	54,970	380,294	
	短大卒	145	35.9	413,810	78,709	335,101	
	高校卒	373	38.8	408,187	70,329	337,858	
	中学卒	6	43.2	278,027	12,643	265,384	

（注）１「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。

２「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。

３　勤務条件に関する措置の要求の状況

区分	前年度末未処理件数（事案件数）A	令和7年4月1日～令和8年3月31日の要求件数（事案件数）B	令和7年4月1日～令和8年3月31日の処理件数（事案件数）C（D＋E）	左の内訳		令和8年3月31日現在未処理件数（事案件数）F（A＋B）－C
				令和6年度末未処理件数のうち処理件数 D	令和7年度新規要求件数のうち処理件数 E	
措置要求	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0 (0)

４　不利益処分に関する審査請求の状況

区分		前年度末未処理件数（事案件数）A	令和7年4月1日～令和8年3月31日の請求件数（事案件数）B	令和7年4月1日～令和8年3月31日の処理件数（事案件数）C（D＋E）	左の内訳		令和8年3月31日現在未処理件数（事案件数）F（A＋B）－C
					令和6年度末未処理件数のうち処理件数 D	令和7年度新規請求件数のうち処理件数 E	
分限処分		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0 (0)
懲戒処分		0 (0)	2 (0)	0 (0)	0	1	1 (0)
	免職	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0	1	0 (0)
	停職	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0 (0)
	減給	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0 (0)
	戒告	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0	0	1 (0)